

東洋文化研究所紀要 第一六七冊
平成二十七年三月 抜刷

『左傳』における「後」について

小寺
敦

『左傳』における「後」について

小寺 敦

はじめに

前近代の中國では血縁集團を男系で繼承し續けることは極めて重大な問題とされてきた。『孟子』離婁上篇に、孟子曰、不孝有三。無後爲大。舜不告而娶、爲無後也。……孟子曰く、「不孝に三有り。後無きを大なりと爲す。舜の告げずして娶るは、後無きが爲なり。……」と。とあり、その趙岐注には、

於禮有不孝者三事。……不娶無子、絶先祖祀、三不孝也。三者之中、無後爲大。禮に於いて不孝なる者三事有り。……娶らずして子無く、先祖の祀を絶つは、三の不孝なり。三者の中、後無きを大なりと爲す。

とある。また妻を離縁してもよい七つの條件として、『大戴禮記』本命篇に、

婦有七出。不順父母去、無子去、……

『左傳』における「後」について

婦に七出有り。父母に順わざるは去り、子無きは去り、……

とあり、『孔子家語』本命解に、

婦有七出三不去。七出者、不順父母出者、無子者、……

婦に七出と三不去と有り。七出とは、父母に順わざる者、子無き者、……

とある。ここにいう「子」は男子のみを指す。このように血縁集團において男子繼承者が得られないことは「不孝」とされ、單に實際上の障害にとどまらず、倫理的・法的に容認し得ないものとされた。

陳顧遠は、中國古代家族における子孫の擴大・繁榮と關連づけてこの『孟子』離婁上篇の文章に言及する。^① 宇野哲人は七出を中國の家族主義に引きつけて理解する。^② 仁井田陞は、家の繼續は祖先祭祀の方面からいえば祭祀の繼續であり、死んだ祖先（鬼）は男子子孫の供養をうけるもので、それがなければ飢えるとされ、また男子子孫がなく、かつ寡婦もない場合は「戸絶」といわれ、その戸（家）は「絶戸」といわれたなどと説明し、家の繼續がはかられる重要な理由として財産相續の目的をあげている。^③ 下見隆雄は孝思想との關連で、結婚せず子を生まぬことを不孝とする言説があるのは、血族を絶やさぬように子に血族の祭祀を永續することへの義務を要請するからだという意味の^④ことを述べている。

このように先行研究では、先秦時代における男系繼承の重視が指摘され、仁井田らの議論に見られるように、族制・祖先祭祀・財産相續といった問題とも關連づけて検討されてきた。その理解自體はしごく妥当なものであり、これまで豊かな學問的成果が生み出されてきた。だが、本稿ではそこから脱落している視點があると考ええる。

それというのは、先秦時代において文献の果たした機能の問題である。近年、少なからぬ研究者が文字（漢字）や

それによって書かれた文獻が中國古代社會に與えた影響の大きさを論じている。筆者も最近、戰國時代における文獻編纂が、血縁組織に關する意識・思想のみならず、その實態にも大きな影響を與えたのではないかと想定した。⁽⁶⁾『左傳』は先秦時代の血縁集團に關する資料に富んでいる。⁽⁷⁾その中には、ある人物や血縁集團の「後」の有無について述べた記事が相當數存在する。この「後」は血縁集團における單數もしくは複數からなる繼承者を指す。⁽⁸⁾先に述べたように、繼承者の存在は中國前近代の血縁集團を再生産するために第一義的な重要性をもち、こうした資料中に多く見られる。「後」の語を検討することは、先秦時代の文獻と血縁集團との關わりを新たに見直す手掛かりとなる可能性がある。この語は『左傳』以外の文獻にも多く見えるが、本稿ではひとまず『左傳』における「後」の語を出發點として、血縁集團のあり方と文獻編纂とに關わる問題を再確認することを試みることにしたい。

一、『左傳』に現れる「後」について

『左傳』には個人や集團の血縁を示す文章が多く含まれる。ここでは繼承者を表す言葉として「後」が使用されることがある。文中におけるこの種の「後」の現れ方はさまざまであり、「後」の有無が議論されることもあれば、ある人物・集團が何らかの「後」であることが單に示されるだけのこともある。

以下、『左傳』において、血縁に關係する「後」が現れる箇所について、その語の用いられるパターンに應じて幾つかに分類し、煩を厭わず詳しく見ていくことにしよう。「後」の有無は極めて重要であるから、「後」の有無およびその他というように大きく分類することとする。

『左傳』における「後」について

(一)「後」が有る事例

(1) 桓公二年

夏四月、取郟大鼎于宋。戊申、納于大廟、非禮也。臧哀伯諫曰、……公不聽。周内史聞之曰、臧孫達其有後於魯乎。君違、不忘諫之以德。

夏四月、郟の大鼎を宋より取る。戊申、納于大廟、非禮也。臧哀伯諫めて曰く、……公聽かず。周内史之を聞きて曰く、「臧孫達は其れ魯に後有らんか。君違いて、之を諫むるに德を以てするを忘れず。」と。^⑨

ここは周の内史が、臧孫達が主君を諫めるにあたり「德」によつたとして、その子孫が續くことを豫言する。

(2) 莊公十九年

初、鬻拳強諫楚子。楚子弗從。臨之以兵、懼而從之。鬻拳曰、吾懼君以兵、罪莫大焉。遂自刎也。楚人以爲大闢、謂之大伯、使其後掌之。君子曰、鬻拳可謂愛君矣。諫以自納於刑、刑猶不忘納君於善。

初め、鬻拳、楚子を強諫す。楚子從わず。之に臨むに兵を以てし、懼れて之に從う。鬻拳曰く、「吾、君を懼すに兵を以てす、罪、焉より大なるは莫し。」と。遂に自ら刎るなり。楚人以て大闢と爲し、之を大伯と謂い、其の後をして之を掌らしむ。君子曰く、「鬻拳は君を愛すと謂うべし。諫めて以て自ら刑に納る、刑するも猶お君を善に納るるを忘れず。」と。

ここは楚の鬻拳とその子孫に、官職を世襲させる説話である。「君子曰」で「君を愛す」と評されている。ここで「後」は地の文に現れる。官職を世襲するのは血縁集團の長であるから、この説話は他の多くの事例のように、血縁集團の首領を繼承していくことと共通性をもつ。

(3) 莊公二十二年

陳厲公蔡出也。故蔡人殺五父而立之。生敬仲。其少也、周史有以周易見陳侯者。陳侯使筮之、遇觀䷓之否䷋曰、是謂觀國之光、利用賓于王。此其代陳有國乎。不在此、其在異國。非此其身、在其子孫。光遠而自他有耀者也。坤土也。巽風也。乾天也。風爲天、於土上山也。有山之材、而照之以天光、於是乎居土上。故曰、觀國之光、利用賓于王。庭實旅百、奉之以玉帛、天地之美具焉。故曰、利用賓于王。猶有觀焉。故曰、其在後乎。風行而著於土。故曰、其在異國乎。若在異國、必姜姓也。姜大嶽之後也。山嶽則配天、物莫能兩大。陳衰、此其昌乎。及陳之初亡也、陳桓子始大於齊。其後亡也、成子得政。

陳の厲公は蔡の出なり。故に蔡人、五父を殺して之を立つ。敬仲を生む。其の少きとき、周史、周易を以て陳侯に見ゆる者有り。陳侯之を筮せしめ、觀䷓の否䷋に之くに遇いて曰く、「是れを國の光を觀る、用て王に賓たるに利しと謂う。此れ其れ陳に代わりて國を有たんか。此に在らずして、其れ異國に在り。此れ其の身に非ずして、其の子孫に在り。光は遠くして他自り耀くこと有る者なり。坤は土なり。巽は風なり。乾は天なり。風は天と爲り、土上に於て山なり。山の材有りて、之を照らすに天光を以てす、是に於てか土上に居る。故に曰く、國の光

『左傳』における「後」について

を觀る、用て王に賓たるに利し、と。庭實百を旅ね、之を奉ずるに玉帛を以てし、天地の美具わる。故に曰く、用て王に賓たるに利し、と。猶お觀ること有り。故に曰く、其れ後に在らんか、と。風行きて土に著く。故に曰く、其れ異國に在らんか、と。若し異國に在らば、必ず姜姓なり。姜は大嶽の後なり。山嶽則ち天に配し、物能く兩つながら大なるは莫し。陳衰えば、此れ其れ昌えんか。」と。陳の初めて亡ぶるに及ぶや、陳桓子始めて齊に大なり。其の後に亡ぶるや、成子政を得たり。

ここは陳の厲公が子の敬仲について筮した結果についていうところである。敬仲の子孫が繁榮し、それは姜姓に行つてからで、それは大嶽の子孫であると述べられている。これは齊に逃れた敬仲の子孫である陳氏が繁榮するとする豫言記事である。

(4) 莊公三十二年

初、公築臺臨黨氏。見孟任、從之、闕。而以夫人言、許之。割臂盟公。生子般焉。雩、講于梁氏、女公子觀之。圉人犖自牆外與之戲。子般怒、使鞭之。公曰、不如殺之。是不可鞭。犖有力焉、能投蓋于稷門。公疾。問後於叔牙。對曰、慶父材。問於季友。對曰、臣以死奉般。公曰、鄉者牙曰、慶父材。成季使以君命命儋叔、待于鍼巫氏。使鍼季酖之曰、飲此則有後於魯國。不然死且無後。飲之、歸及達泉而卒。立叔孫氏。八月癸亥、公薨于路寢。子般即位、次于黨氏。冬十月己未、共仲使圉人犖賊子般于黨氏。成季奔陳。立闕公。初め、公、臺を築きて黨氏に臨む。孟任を見、之に従う、闕ず。而して夫人の言を以てし、之を許す。臂を割き

て公に盟う。子般を生む。雩し、梁氏に講じ、女公子之を觀る。圉人犖、牆外自り之と戯る。子般怒り、之を鞭うたしむ。公曰く、「之を殺すに如かず。是れ鞭うつべからず。」と。犖、力有り、能く蓋を稷門に投ず。公疾む。後、叔牙に問う。對えて曰く、「慶父材あり。」と。季友に問う。對えて曰く、「臣、死を以て般を奉せん。」と。公曰く、「郷に牙曰く、慶父材あり、と。」と。成季君命を以て僖叔に命じて、鍼巫氏に待たしめ。鍼季をして之に酖せしめて曰く、「此を飲まば則ち魯國に後有らん。然らずんば死して且に後無からん。」と。之を飲み、歸りて達泉に及びて卒す。叔孫氏を立つ。八月癸亥、公、路寢に薨す。子般即位し、黨氏に次る。冬十月己未、共仲、圉人犖をして子般を黨氏に賊せしむ。成季、陳に奔る。閔公を立つ。

ここは魯の莊公の世繼ぎと、叔牙の子孫が叔孫氏として立てられたことをいう説話である。「後」の有る・無い事例、更に單に「後」について説明する事例が全て出てくる。有る事例に含まれるのは、成季が叔牙に自害を強要する會話文である。

(5) 閔公元年

卜偃曰、畢萬之後必大。萬、盈數也。魏、大名也。以是始賞、天啓之矣。天子曰兆民、諸侯曰萬民。今名之大、以從盈數、其必有衆。……辛廖占之曰、吉。……公侯之卦也。公侯之子孫、必復其始。

卜偃曰く、「畢萬の後は必ず大ならん。萬は、盈數なり。魏は、大名なり。是を以て始めて賞せらる、天之を啓くなり。天子を兆民と曰い、諸侯を萬民と曰う。今、名の大、以て盈數に従う、其れ必ず衆を有たん。」と。

『左傳』における「後」について

……辛廖之を占いて曰く、「吉なり。……公侯の卦なり。公侯の子孫、必ず其の始めに復らん。」と。

こゝは畢萬の子孫が榮えんとする、晉の卜偃による豫言である。

(6) 文公元年

公孫敖聞其能相人也、見其二子焉。叔服曰、穀也食子、難也收子。穀也豐下、必有後於魯國。

公孫敖、其の能く人を相するを聞きて、其の二子を見えしむ。叔服曰く、「穀や子を食わん、難や子を收めん。穀や豐下なり、必ず魯國に後有らん。」と。

これは周の内史の叔服の豫言で、魯の公孫敖の子、穀(文伯)の子孫が魯國で榮えんとされる。

(7) 宣公三年

冬、鄭穆公卒。初、鄭文公有賤妾、曰燕姑。夢天使與己蘭曰、余爲伯儵。余而祖也。以是爲而子。以蘭有國香、人服媚之如是。既而文公見之、與之蘭而御之。辭曰、妾不才、幸而有子。將不信、敢徵蘭乎。公曰、諾。生穆公、名之曰蘭。文公報鄭子之妃、曰陳媯、生子華子臧。……又娶于江、生公子士。……又娶于蘇、生子瑕子俞彌。

……文公亦惡之、故不立也。公逐羣公子、公子蘭奔晉、從晉文公伐鄭。石癸曰、吾聞姬媯耦、其子孫必蕃。媯、吉人也、后稷之元妃也。今公子蘭、媯甥也、天或啓之、必將爲君、其後必蕃。先納之、可以亢寵。

冬、鄭の穆公卒す。初め、鄭の文公に賤妾有りて、燕姑と曰う。天、己に蘭を與えしむを夢みて曰く、「余は伯儵爲り。余は而の祖なり。是を以て而の子と爲さん。蘭に國香有るを以て、人、之に服媚すること是の如くならん。」と。既にして文公之を見、之に蘭を與えて之を御す。辭して曰く、「妾は不才なり、幸にして子有り。將に信ぜられざらんとす、敢えて蘭を徵とせんか。」と。公曰く、「諾。」と。穆公を生み、之を名づけて蘭と曰う。文公、鄭子の妃に報じて、陳嬀と曰い、子華・子臧を生む。……又江より娶り、公子士を生む。……又蘇より娶り、子瑕・子俞彌を生む。……文公も亦之を惡む、故に立てざるなり。公、羣公子を逐い、公子蘭は晉に奔り、晉の文公に従いて鄭を伐つ。石癸曰く、「吾聞く、姫・姑耦すれば、其の子孫必ず蕃らん、と。姑は、吉人なり、后稷の元妃なり。今、公子蘭は、姑甥なり、天或いは之を啓かば、必ず將に君と爲らんとし、其の後必ず蕃らん。先ず之を納れば、以て寵を亢むべし。」と。

これは鄭の石癸の豫言で、公子蘭（穆公）が國君となり、子孫が繁榮するとされる。

(8) 成公十七年

齊慶克通于聲孟子。與婦人蒙衣乘輦而入于閔。鮑牽見之、以告國武子。武子召慶克而謂之。慶克久不出、而告夫人曰、國子謫我。夫人怒。國子相靈公以會、高鮑處守。及還、將至、閉門而索客。孟子訴之曰、高鮑將不納君而立公子角。國子知之。秋七月壬寅、別鮑牽而逐高無咎。無咎奔莒、高弱以盧叛。齊人來召鮑國而立之。初、鮑國去鮑氏而來爲施孝叔臣。施氏卜宰、匡句須吉。施氏之宰、有百室之邑。與匡句須邑、使爲宰、以讓鮑國而致邑焉。

『左傳』における「後」について

施孝叔曰、子實吉。對曰、能與忠良、吉孰大焉。鮑國相施氏忠。故齊人取以爲鮑氏後。仲尼曰、鮑莊子之知不如葵。葵猶能衛其足。

齊の慶克、聲孟子に通ず。婦人と衣を褻り輦に乗りて閔に入る。鮑牽之を見て、以て國武子に告ぐ。武子、慶克を召して之に謂う。慶克久しく出でずして、夫人に告げて曰く、「國子、我を謫む。」と。夫人怒る。國子、靈公を相して以て會し、高・鮑處守す。還るに及び、將に至らんとして、門を閉じて客を索む。孟子、之を訴えて曰く、「高・鮑將に君を納れずして公子角を立てんとす。國子之を知る。」と。秋七月壬寅、鮑牽を削して高無咎を逐う。無咎、莒に奔り、高弱、盧を以て叛く。齊人來りて鮑國を召して之を立つ。初め、鮑國、鮑氏を去りて來りて施孝叔の臣と爲る。施氏、宰を卜し、匡句須吉なり。施氏の宰、百室の邑有り。匡句須に邑を與えて、宰爲らしめて、以て鮑國に讓りて邑を致す。施孝叔曰く、「子實に吉なり。」と。對えて曰く、「能く忠良に與えば、吉孰れか焉より大ならん。」と。鮑國、施氏を相けて忠なり。故に齊人取りて以て鮑氏の後と爲す。仲尼曰く、「鮑莊子の知は葵に如かず。葵すら猶お能く其の足を衛る。」と。

ここは齊の人が鮑國が「忠」であるため、彼を鮑氏の後繼者としたとする記事であり、地の文に書かれている。

(9) 襄公二十七年

楚蘧罷如晉泣盟、晉侯享之。將出、賦既醉。叔向曰、蘧氏之有後於楚國也、宜哉。承君命、不忘敏。子蕩將知政矣。敏以事君、必能養民、政其焉往。

楚の蒯聵、晋に如きて涖盟し、晋侯之を享す。將に出でんとして、既醉を賦す。叔向曰く、「蒯氏の楚國に後有るは、宜なるかな。君命を承けて、敏を忘れず。子蕩將に政を知らんとす。敏にして以て君に事えば、必ず能く民を養わん、政其れ焉に往かん。」と。

ここは晋の叔向が、楚の蒯聵を「敏」であるとしつつ、楚國で蒯氏の子孫が續いているのは當然のことだと述べている。

(10) 襄公二十九年

爲高氏之難故、高豎以盧叛。十月庚寅、閭丘嬰帥師圍盧。高豎曰、苟使高氏有後、請致邑。齊人立敬仲之曾孫鄰。良敬仲也。十一月乙卯、高豎致盧而出奔晋。晋人城縣而眞旃。

高氏の難の爲めの故に、高豎、盧を以て叛く。十月庚寅、閭丘嬰、師を帥いて盧を圍む。高豎曰く、「苟し高氏をして後有らしめば、請う邑を致さん。」と。齊人、敬仲の曾孫鄰を立つ。敬仲を良とするなり。十一月乙卯、高豎、盧を致して晋に出奔す。晋人、縣に城きて旃を眞く。

ここは高豎が、高氏に後繼者があるなら、自分が據る邑をお返しすると述べるところである。そこで後繼者に立てられたのは、「良」とされた敬仲の曾孫である。

『左傳』における「後」について

(11) 昭公二十六年

申豐從女賈、以幣錦二兩縛一如瑱、適齊師。謂子猶之人高齋、能貨子猶、爲高氏後、粟五千庾。申豐、女賈に従い、幣錦二兩を以て一に縛すること瑱の如くして、齊師に適く。子猶の人高齋に謂う、「能く子猶に貨すれば、高氏の後と爲し、粟五千庾あらん。」と。

ここは魯の申豐が齊の高齋に、こちらの願いを聞き入れれば、お前を高氏の後繼者としてやろうと言うところである。

(12) 昭公二十八年

仲尼聞魏子之舉也、以爲義曰、近不失親、遠不失舉、可謂義矣。又聞其命賈辛也、以爲忠、詩曰、永言配命、自求多福、忠也。魏子之舉也義、其命也忠、其長有後於晉國乎。

仲尼、魏子の舉を聞くや、以て義と爲して曰く、「近きは親を失わず、遠きは舉を失わず、義と謂うべし。」と。又其の賈辛に命ずるを聞きて、以て忠と爲す、「詩に曰く、永く言に命を配し、自ら多福を求む、とは、忠なればなり。魏子の舉ぐるや義、其の命ずるや忠、其れ長く晉國に後有らんか。」と。

ここは孔子の豫言記事で、魏獻子が「義」・「忠」であり、晉國で長く子孫が續くことを述べている。

(13) 定公六年

陳寅曰、子立後而行、吾室亦不亡。唯君亦以我爲知難而行也。見溷而行。趙簡子逆而飲之酒於綿上。獻楊楯六十於簡子。陳寅曰、昔吾主范氏、今子主趙氏、又有納焉、以楊楯賈禍、弗可爲也已。然子死晉國、子孫必得志於宋。陳寅曰く、「子、後を立てて行けば、吾が室亦亡びず。唯だ君も亦我を以て難を知りて行くと爲すなり。」と。溷を見えしめて行く。趙簡子逆えて之に酒を綿上に飲ましむ。楊楯六十を簡子に獻ず。陳寅曰く、「昔、吾、范氏を主とし、今、子、趙氏を主として、又納るる有り、楊楯を以て禍いを買う、爲すべからざるのみ。然れども子、晉國に死すれば、子孫必ず志を宋に得ん。」と。

ここは宋の樂氏の宰である陳寅が樂祁に、あなたが後繼者を立ててから晉に行けば、陳氏一族も滅びずにすむことを述べる。後段で、樂祁の子孫に關する豫言記事がある。

(14) 哀公十三年

呉人乃止。既而悔之、將囚景伯。景伯曰、何也立後於魯矣。將以二乘與六人從。遲速唯命。遂囚以還。呉人乃ち止む。既にして之を悔い、將に景伯を囚えんとす。景伯曰く、「何や後を魯に立つ。將に二乗と六人とを以て従わんとす。遲速唯だ命のままなり。」と。遂に囚えて以て還る。

ここは魯の子服景伯が、自分は魯に後繼者を立ててきたことを述べる。

『左傳』における「後」について

(15) 哀公十四年

向魋奔衛、向巢來奔。宋公使止之曰、寡人與子有言矣。不可以絶向氏之祀。辭曰、臣之罪大。盡滅桓氏可也。若以先臣之故、而使有後、君之惠也。若臣則不可以入矣。

向魋、衛に奔り、向巢來奔す。宋公、之を止めしめて曰く、「寡人と子と言有り。以て向氏の祀を絶つべからず。」と。辭して曰く、「臣の罪大なり。盡く桓氏を滅ぼすとも可なり。若し先臣の故を以てして、後有らしめば、君の惠なり。臣の若きは則ち以て入るべからず。」と。

ここは宋の向巢が、桓氏（向氏）に後繼者を立ててもらえればありがたいという意味のことを述べる。

以上、(7)鄭の穆公に關する事例以外は、大夫クラスの個人・族について「後」の有ることが議論されている。(7)の事例においても、繁榮を豫言されている「後」は鄭の公室ではなく、世族となる七穆のことと考えられ、實質的には大夫クラスの「後」について述べられていることと同義といつてよい。説話によつては、「徳」・「忠」・「敏」・「義」・「良」といった概念を理由に、「後」があることになっている。このうち「義」・「忠」の見える(12)は孔子の豫言記事であり、特に後代性を配慮する必要がある¹⁰⁾。

(二)「後」が無いとする表現が現れるが、實際には有る事例

(1) 莊公十六年

九月、殺公子闕、別強鉏。公父定叔出奔衛。三年而復之曰、不可使共叔無後於鄭。使以十月入曰、良月也。就盈數焉。

九月、公子闕を殺し、強鉏を刑す。公父定叔、衛に出奔す。三年にして之を復して曰く、「共叔をして後に後無からしむべからず。」と。十月を以て入らしめて曰く、「良月なり。盈數に就く。」と。

ここは鄭の厲公が、共叔段の後繼者をなくすわけにはいかないとの理由から、公父定叔を呼び戻す場面である。

(2) 宣公四年

其孫箴尹克黃使於齊、還及宋、聞亂。其人曰、不可以入矣。箴尹曰、棄君之命、獨誰受之。君、天也、天可逃乎。遂歸、復命、而自拘於司敗。王思子文之治楚國也曰、子文無後、何以勸善。使復其所、改命曰生。

其の孫箴尹克黃、齊に使用して、還りて宋に及び、亂を聞く。其の人曰く、「以て入るべからず。」と。箴尹曰く、「君の命を棄つれば、獨り誰か之を受けん。君は、天なり、天は逃るべけんや。」と。遂に歸り、復命して、自ら司敗に拘わる。王、子文の楚國を治めしを思いて曰く、「子文に後無ければ、何を以て善を勸めん。」と。其の所に復せしめ、改め命けて生と曰う。

ここは楚の莊王が令尹子文の子孫である若敖氏を滅ぼした後、子文の孫である克黃を箴尹に復職・改名させた説話

『左傳』における「後」について

である。莊王の會話文で、子文に後繼者がなければいけない旨が述べられている。また後繼者がいなければ、どうやって「善」を勧めようかとされている。

(3) 成公八年

晉趙莊姬爲趙嬰之亡故、譖之于晉侯曰、原屏將爲亂。欒卻爲徵。六月、晉討趙同趙括。武從姬氏畜于公宮。以其田與祁奚。韓厥言於晉侯曰、成季之勳、宣孟之忠、而無後、爲善者其懼矣。三代之令王皆數百年保天之祿。夫豈無辟王。頼前哲以免也。周書曰、不敢侮鰥寡、所以明德也。乃立武、而反其田焉。

晉の趙莊姬、趙嬰の亡ぐる爲の故に、之を晉侯に譖して曰く、「原・屏將に亂を爲さんとす。」と。欒・卻、徵を爲す。六月、晉、趙同・趙括を討つ。武、姬氏に從いて公宮に畜わる。其の田を以て祁奚に與う。韓厥、晉侯に言いて曰く、「成季の勳、宣孟の忠にして、後無ければ、善を爲す者其れ懼れん。三代之令王、皆數百年、天の祿を保つ。夫れ豈に辟王無からんや。前哲に頼りて以て免かるるなり。周書に曰く、敢えて鰥寡を侮らず、とは、徳を明らかにする所以なり。」と。乃ち武を立てて、其の田を反す。

ここは晉の趙趙同・趙括が滅ぼされた後、韓厥により晉侯に對して、趙衰の「勳」・趙盾の「忠」にもかかわらず、趙氏の子孫が無いことになれば云々と、趙氏の子孫を續けねばならぬという意味のことが述べられている。また後繼者がいなければ、「善」を爲す者は恐れるだろうとされる。(2)と同様、「後」と「善」とが結びつけられている。

(4) 定公三年

叔孫〔成子〕使告之曰、公衍公爲實使羣臣不得事君。若公子宋主社稷、則羣臣之願也。凡從君出而可以入者、將唯子是聽。子家氏未有後。季孫願與子從政。此皆季孫之願也。使不敢以告。〔子家子〕對曰、若立君、則有卿士大夫與守龜在。羈弗敢知。……

叔孫〔成子〕、之に告げしめて曰く、「公衍・公爲實に羣臣をして君に事うるを得ざらしむ。若し公子宋、社稷を主れば、則ち羣臣の願いなり。凡そ君に従いて出でて以て入るべき者、將に唯だ子のみ是聽かんとす。子家氏未だ後有らず。季孫、子と政に従わんと願う。此れ皆季孫の願いなり。不敢をして以て告げしむ。」と。〔子家子〕對えて曰く、「君を立つるが若きは、則ち卿士大夫と守龜との在る有り。羈敢えて知らず。……」と。

ここは魯の叔孫成子が子家子に、子家氏にまだ後繼者がいないことを述べる。この發言は只に對する一種のレトリックで、子家氏が斷絶するわけではない。

以上、(4) 以外は「後」が無いわけにはいかないう文脈である。またいずれの説話でも大夫層の「後」が問題になっている。(2)・(3) は「後」がなければ「善」を爲す者がいなくなるとされている。

(三) 「後」が無い事例

(1) 莊公三十二年

『左傳』における「後」について

(一) (4) の事例であるから原文は省略する。ここは成季が叔牙に自害を強要するところである。

(2) 僖公十一年

天王使召武公内史過賜晉侯命。受玉惰。過歸、告王曰、晉侯其無後乎。王賜之命、而惰於受瑞。先自弃也已、其何繼之有。禮國之幹也、敬禮之興也。不敬則禮不行、禮不行則上下昏。何以長世。

天王、召武公・内史過をして晉侯に命を賜わしむ。玉を受くること惰なり。過歸り、王に告げて曰く、「晉侯其れ後無からんか。王之に命を賜いて、瑞を受くるに惰なり。先ず自ら弃つるのみ、其れ何の繼か之有らん。禮は國の幹なり、敬は禮の興なり。敬せざれば則ち禮行われず、禮行われざれば則ち上下昏し。何を以て世を長くせん。」と。

ここは晉の惠公には「禮」・「敬」が缺けており、その子孫は續かないだろうという、周の内史過による豫言である。

(3) 僖公二十三年

九月、晉惠公卒。懷公立、命無從亡人、期期而不至、無赦。狐突之子毛及偃從重耳在秦、弗召。冬、懷公執狐突曰、子來則免。對曰、子之能仕、父教之忠、古之制也。策名委質、貳乃辟也。今臣之子、名在重耳、有年數矣。若又召之、教之貳也。父教子貳、何以事君。刑之不濫、君之明也、臣之願也。淫刑以逞、誰則無罪。臣聞命矣。乃殺之。卜偃稱疾不出曰、周書有之、乃大明服。己則不明、而殺人以逞、不亦難乎。民不見德、而唯戮是聞。其

何後之有。

九月、晉の恵公卒す。懐公立ち、亡人に従うこと無かれ、期を期して至らざれば、赦すこと無からんと命ず。狐突の子、毛と偃と重耳に従いて秦に在り、召さず。冬、懐公、狐突を執えて曰く、「子來らば則ち免さん。」と。對えて曰く、「子の能く仕うれば、父之に忠を教うるは、古の制なり。策名委質して、貳すれば乃ち辟なり。今臣の子、名の重耳に在ること、年數有り。若し又之を召さば、之に貳を教うるなり。父、子に貳を教うれば、何を以て君に事えん。刑の濫れざるは、君の明なり、臣の願いなり。刑を淫りにして以て遅くすれば、誰か則ち罪無からん。臣命を聞けり。」と。乃ち之を殺す。卜偃疾と稱して出ずして曰く、「周書に之有り、乃ち大いに明らかなれば服す、と。己は則ち不明にして、人を殺して以て遅くす、亦難からずや。民、徳を見ずして、唯戮を是れ聞く。其れ何の後か之有らん。」と。

ここは晉の懐公が徳なくして戮のみあるとして、その子孫は續かないだろうという、晉の卜偃による豫言である。反語表現であるから、「後」の無い事例に含める。

(4) 僖公二十三年

及鄭、鄭文公亦不禮焉。叔詹諫曰、臣聞天之所啓、人弗及也。晉公子有三焉。天其或者將建諸。君其禮焉。男女同姓、其生不蕃。晉公子姬出也、而至於今、一也。離外之患、而天不靖晉國、殆將啓之、二也。有三士足以上人而從之、三也。晉鄭同儕、其過子弟固將禮焉。況天之所啓乎。弗聽。及楚、楚子饗之曰、……楚子曰、「晉公子

『左傳』における「後」について

廣而儉、文而有禮。其從者肅而寬、忠而能力。晉侯無親、外内惡之。吾聞姬姓唐叔之後、其後衰者也。其將由晉公子乎。……」

鄭に及び、鄭の文公も亦禮せず。叔詹諫めて曰く、「臣聞く、天の啓く所、人及ばざるなり。晉の公子に三有り。天其れ或いは將に諸を建てんとするか。君其れ禮せよ。男女同姓なれば、其の生蕃らず。晉の公子は姫の出なり、而して今に至るは、一なり。外の患いに離りて、天、晉國を靖んぜず、殆んど將に之を啓かんとするは、二なり。三士の以て人に上たるに足る有りて之に従うは、三なり。晉・鄭は同儕なり、其の過ぐる子弟も固より將に禮せんとす。況んや天の啓く所をや。」と。聽かず。楚に及び、楚子、之を饗して曰く、……楚子曰く、「晉の公子は廣にして儉、文にして禮有り。其の從者は肅にして寬、忠にして能く力む。晉侯親無く、外内之を惡む。吾聞く、姬姓は唐叔の後、其れ後に衰うる者なり、と。其れ將に晉の公子に由らんとするか。……」と。

ここは楚の成王が晉の重耳（後の文公）について語る部分である。ここは姬姓では唐叔の子孫、つまり晉が最後に滅ぶとする傳聞である。最終的には「後」が衰えるわけであるから、「後」が無い事例に含めておく。

(5) 襄公二十五年

衛獻公自夷儀使與甯喜言。甯喜許之。大叔文子聞之曰、烏呼、詩所謂我躬不説、皇恤我後者。甯子可謂不恤其後矣。將可乎哉。殆必不可。君子之行、思其終也、思其復也。書曰、慎始而敬終、終以不困。詩曰、夙夜匪解、以事一人。今甯子視君不如弈棋。其何以免乎。弈者舉棋不定、不勝其耦。而況置君而弗定乎。必不免矣。九世之卿

族、一舉而滅之、可哀也哉。

衛の獻公、夷儀自り甯喜と言わしむ。甯喜之を許す。大叔文子之を聞きて曰く、「烏呼、詩に所謂「我が躬説れられず、我が後」を恤うるに皇あらんや」者なり。甯子は其の後を恤えずと謂うべし。將た可ならんや。殆んど必ず不可ならん。君子の行は、其の終を思い、其の復を思うなり。書に曰く、「始を慎みて終を敬すれば、終り以て困まず。」と。詩に曰く、「夙夜解らず、以て一人に事う。」と。今甯子、君を視ること弈棋に如かず。其れ何を以て免れんや。弈者、棋を擧げて定まらざれば、其の耦に勝たず。而るを況んや君を置きて定まらざるをや。必ず免れざらん。九世の卿族、一舉にして之を滅ぼす、哀しむべきかな。」と。

ここは衛の大叔文子が『詩』小雅小弁の引用しつつ、甯喜が自分の子孫を氣にしないと述べるところであり、「九世の卿族」甯氏が滅亡する豫言記事でもある。「つつしむ」の意をもつ「慎」・「敬」といった言葉が甯喜の振る舞いの對として、經書から引用されている。

(6) 昭公十年

昭子至自晉、大夫皆見。高彊見而退。昭子語諸大夫曰、爲人子不可不慎也哉。昔慶封亡、子尾多受邑而稍致諸君。君以爲忠、而甚寵之。將死、疾于公宮、輦而歸、君親推之。其子不能任、是以此。忠爲令德、其子弗能任、罪猶及之。難不慎也。喪夫人之力、棄德曠宗、以及其身、不害乎。詩曰、不自我先、不自我後。其是之謂乎。

昭子、晉自り至り、大夫皆見ゆ。高彊見えて退く。昭子、諸大夫に語げて曰く、「人の子爲りて慎まざるべから

『左傳』における「後」について

ざるかな。昔慶封亡ぐるに、子尾多く邑を受けて稍くにして諸を君に致す。君以て忠と爲して、甚だ之を寵す。將に死せんとして、公宮に疾み、輦にて歸るに、君親ら之を推す。其の子、任うる能わず、是を以て此に在り。忠は令徳爲り、其の子、任うる能わず、罪猶お之に及ぶ。難し、慎まざるや。夫の人の力を喪い、徳を棄て宗を曠しくして、以て其の身に及ぶ、害ならずや。詩に曰く、「我自り先ならず、我自り後ならず。」と。其れ是を之謂うか。」と。

ここは魯の叔孫昭子が『詩』小雅正月を引用して、齊の子尾の後継者が先代の「忠」を繼承できず、魯に亡命したことを戒めている。彼には「慎」・「徳」がないとされる。

(7) 昭公十五年

賓出、王曰、籍父其無後乎。數典而忘其祖。籍談歸以告叔向。叔向曰、王其不終乎。……
賓出でて、王曰く、「籍父は其れ後無きか。典を數えて其の祖を忘る。」と。籍談歸りて以て叔向に告ぐ。叔向曰く、「王其れ終わらざらんか。……」と。

ここは周の景王が晉の籍談の子孫が絶えることを豫言している。

(8) 昭公二十八年

初、叔向欲娶於申公巫臣氏。其母欲娶其黨。叔向曰、吾母多而庶鮮。吾懲舅氏矣。其母曰、子靈之妻殺三夫一君一子、而亡一國兩卿矣。可無懲乎。吾聞之、甚美必有甚惡。是鄭穆少妃姚子之子、子貉之妹也。子貉早死無後、而天鍾美於是、將必以是大有敗也。昔有仍氏生女、黳黑而甚美、光可以鑑。名曰玄妻。樂正后夔取之、生伯封。實有豕心、貪惓無饜、忿類無期。謂之封豕。有窮后羿滅之、夔是以不祀。且三代之亡、共子之廢、皆是物也。女何以爲哉。夫有尤物足以移人。苟非德義、則必有禍。叔向懼、不敢取。平公強使取之、生伯石。……曰、是豺狼之聲也。狼子野心。非是莫喪羊舌氏矣。遂弗視。

初め、叔向、申公巫臣氏に娶らんと欲す。其の母、其の黨に娶らんと欲す。叔向曰く、「吾が母多くして庶鮮し。吾、舅氏に懲る。」と。其の母曰く、「子靈の妻、三夫一君一子を殺して、一國兩卿を亡ぼす。懲るる無かるべけんや。吾之を聞く、甚だ美なれば必ず甚だ悪なる有り。と。是れ鄭穆の少妃、姚子の子、子貉の妹なり。子貉早く死して後無くして、天、美を是に鍾め、將に必ず是を以て大いに敗有らんとするなり。昔有仍氏、女を生み、黳黑にして甚だ美、光以て鑑とすべし。名づけて玄妻と曰う。樂正后夔之を取り、伯封を生む。實に豕心有り、貪惓にして饜く無く、忿類にして期無し。之を封豕と謂う。有窮の後羿之を滅ぼし、夔是を以て祀られず。且つ三代之亡、共子の廢は、皆是の物なり。女何を以て爲さんや。夫れ尤物、以て人を移すに足る有り。苟し德義に非ざれば、則ち必ず禍有り。」と。叔向懼れ、敢えて取らず。平公強いて之を取らしめ、伯石を生む。……曰く、「是れ豺狼の聲なり。狼子は野心なり。是に非ざれば羊舌氏を喪う莫からん。」と。遂に視ず。

ここは晉の叔向の母が、申公巫臣の妻、つまり夏姬について述べるところで、その兄である子貉に後繼者がいなかった

たことをいう。

(9) 哀公十七年

將入城。〔趙〕簡子曰、止。叔向有言曰、怙亂滅國者無後。

將に城に入らんとす。〔趙〕簡子曰く、「止めよ。叔向言う有りて曰く、「亂を怙みて國を滅ぼす者は後無し。」と。

ここは晉の趙簡子が、叔向の言葉を引用しながら、亂に乗じて國を滅ぼす者は後繼者が絶えると述べる。

以上、(2)・(3)・(4)は國君の「後」が無いことについて述べられており、それ以外は大夫クラスについての記事である。

「後」が無いにはそれ相應の理由がある場合があり、そうした事例では「後」の無い者には「禮」・「敬」・「慎」・「徳」のいずれか少なくとも一つが缺けているとされる。「禮」・「敬」は豫言記事で用いられている。

(四) 單に子孫であることを示す事例

(1) 莊公二十二年

(二) (3)と同じ箇所であるから原文は省略する。陳の厲公が子の敬仲について筮した結果をいうところで、姜姓は大嶽の後であるとされる。ここの「後」は直接には齊について用いられているが、説話全體としては齊の陳氏に關

する内容である。

(2) 莊公三十二年

(一) (5) と同じ箇所であるから原文は省略する。ここは魯の莊公の「後」について問うところであるが、地の文に書かれている。

(3) 僖公二十四年

宋及楚平、宋成公如楚。還、入於鄭。鄭伯將享之、問禮於皇武子。對曰、宋、先代之後也、於周爲客。天子有事
膳焉、有喪拜焉。豐厚可也。鄭伯從之、享宋公有加、禮也。

宋と楚と平らぎ、宋の成公、楚に如く。還りて、鄭に入る。鄭伯將に之を享せんとし、禮を皇武子に問う。對えて曰く、「宋は、先代の後なり、周に於いて客爲り。天子事有れば膳し、喪有れば拜す。豐厚にすれば可なり。」と。鄭伯之に従い、宋公を享するに加うる有るは、禮なり。

ここは宋の皇武子が鄭における禮について宋の成公に回答したところで、宋は先代、つまり商の子孫とされている。

(4) 宣公十五年

潞子嬰兒之夫人、晉景公之姊也。酆舒爲政而殺之、又傷潞子之目。晉侯將伐之。諸大夫皆曰、不可。酆舒有三僞

『左傳』における「後」について

才、不如待後之人。伯宗曰、必伐之。狄有五罪、僞才雖多、何補焉。不祀、一也。蒼酒、二也。棄仲章而奪黎氏地、三也。虐我伯姬、四也。傷其君目、五也。怙其僞才、而不以茂德、茲益罪也。後之人或者將敬奉德義以事神人、而申固其命、若之何待之。不討有罪曰將待後、後有辭而討焉、母乃不可乎。夫恃才與衆、亡之道也。商紂由之、故滅。天反時爲災、地反物爲妖、民反德爲亂。亂則妖災生。故文、反正爲乏。盡在狄矣。晉侯從之。六月癸卯、晉荀林父敗赤狄于曲梁。辛亥、滅潞。鄆舒奔衛、衛人歸諸晉、晉人殺之。

潞子嬰兒の夫人は、晉の景公の姊なり。鄆舒、政を爲して之を殺し、又潞子の目を傷つく。晉侯將に之を伐たんとす。諸大夫皆曰く、「不可なり。鄆舒に三僞才有り、後の人を待つに如かず。」と。伯宗曰く、「必ず之を伐て。狄に五罪有り、僞才多しと雖も、何ぞ補わん。祀らざるは、一なり。酒を嗜むは、二なり。仲章を棄てて黎氏の地を奪うは、三なり。我が伯姬を虐ぐるは、四なり。其の君の目を傷つくるは、五なり。其の僞才を怙みて、以て德を茂めざるは、茲れ罪を益すなり。後の人或は將に敬みて德義を奉じて以て神人に事えて、申ねて其の命を固くせんとす、之を若何ぞ之を待たん。罪有るを討たずして將に後を待たんとすと曰うも、後に辭有りて討ち、乃ち不可なること母からんか。夫れ才と衆とを恃むは、亡の道なり。商紂之に由る、故に滅ぶ。天、時に反すれば災を爲し、地、物に反すれば妖を爲し、民、德に反すれば亂を爲す。亂なれば則ち妖災生ず。故に文、正に反するを乏と爲す。盡く狄に在り。」と。晉侯之に従う。六月癸卯、晉の荀林父、赤狄を曲梁に敗る。辛亥、潞を滅ぼす。鄆舒、衛に奔り、衛人、諸を晉に歸り、晉人之を殺す。

ここの「後」は「後之人」とあって他の「後」の用例とは若干表現が異なるが、後繼者の意味で用いられているた

め検討対象に含める。ここの「後」は赤狄の一派、潞の酆舒の後継者という意味で用いられており、晉の大夫達や伯宗の會話文に現れる。

(5) 宣公十八年

公孫歸父以襄仲之立公也。有寵。欲去三桓以張公室。與公謀而聘于晉。欲以晉人去之。冬、公薨。季文子言於朝曰、使我殺適立庶以失大援者、仲也夫。臧宣叔怒曰、當其時不能治也、後之人何罪。子欲去之、許請去之。遂逐東門氏。子家還及筓、壇帷、復命於介。既復命、袒括髮、即位哭、三踊而出。遂奔齊。書曰、歸父還自晉、善之也。公孫歸父、襄仲の公を立つるを以て寵有り。三桓を去りて以て公室を張らんと欲す。公と謀りて晉に聘し、晉人を以て之を去らんと欲す。冬、公薨す。季文子朝に言いて曰く、「我をして適を殺して庶を立て以て大援を失わしむる者は、仲なるかな。」と。臧宣叔怒りて曰く、「其の時に當りて治むること能わず、後の人何ぞ罪あらん。子、之を去らんと欲せば、許請う之を去らん。」と。遂に東門氏を逐う。子家還りて筓に及び、壇帷して、介に復命す。既に復命し、袒して髮を括ね、位に即きて哭し、三踊して出ず。遂に齊に奔る。書して曰く、歸父晉自り還るとは、之を善みするなり。

これも「後之人」の用例である。ここは魯の臧宣叔が、東門襄仲の子である公孫歸父（子家）についていうところである。襄仲が「適を殺して庶を立て」たことを口實に、季文子が子家を追放しようとする、臧宣叔は襄仲の「後」の人には罪がないと述べている。

『左傳』における「後」について

(6) 成公二年

晉侯使鞏朔獻齊捷于周。王弗見，使單襄公辭焉曰、蠻夷戎狄、不式王命、淫泆毀常。王命伐之、則有獻捷。王親受而勞之。所以懲不敬勸有功也。兄弟甥舅、侵敗王略。王命伐之、告事而已、不獻其功。所以敬親暱禁淫慝也。今叔父克遂有功于齊、而不使命卿鎮撫王室。所使來撫余一人、而鞏伯實來、未有職司於王室。又奸先王之禮。余雖欲於鞏伯、其敢廢舊典以忝叔父。夫齊、甥舅之國也、而大師之後也。寧不亦淫從其欲以怒叔父。抑豈不可諫誨。士莊伯不能對。

晉侯、鞏朔をして齊の捷を周に獻せしむ。王見えず、單襄公をして辭せしめて曰く、「蠻夷戎狄、王命を式いず、淫泆常を毀る。王命じて之を伐てば、則ち捷を獻すること有り。王親ら受けて之を勞う。不敬を懲し有功を勸むる所以なり。兄弟甥舅、王略を侵敗す。王命じて之を伐てば、事を告ぐるのみ、其の功を獻ぜず。親暱を敬し淫慝を禁ずる所以なり。今叔父克く遂に齊に功有るも、命卿をして王室を鎮撫せしめず。來たりて余一人を撫せしめる所にして、鞏伯實に來たり、未だ王室に職司有らず。又先王之禮を奸す。余、鞏伯を欲すと雖も、其れ敢えて舊典を廢して以て叔父を忝めんや。夫れ齊は、甥舅の國にして、大師の後なり。寧ぞ亦其の欲を淫從して以て叔父を怒らしめざらんや。抑も豈に諫誨すべからざらんや。」と。士莊伯、對うることを能わず。

ここは周の定王が齊の捕虜を獻上した晉を譴責するため、單襄公に言させた會話文である。そこで齊が大師（呂尚）の子孫だとされている。

(7) 襄公十九年

晉侯先歸。公享晉六卿于蒲圃、賜之三命之服。軍尉司馬司空輿尉候奄皆受一命之服。賄荀偃束錦加璧乘馬、先呉壽夢之鼎。荀偃瘡疽、生瘍於頭。濟河、及著雍。病、目出。大夫先歸者皆反。士匄請見、弗內。請後。曰、鄭朔可。二月甲寅、卒。

晉侯先ず歸る。公、晉の六卿を蒲圃に享し、之に三命の服を賜う。軍尉・司馬・司空・輿尉・候奄皆一命の服を受く。荀偃に束錦・加璧・乘馬を賄い、呉の壽夢の鼎に先んず。荀偃瘡疽し、瘍、頭に生ず。河を濟り、著雍に及ぶ。病み、目出ず。大夫先ず歸る者皆反る。士匄見えんことを請い、内れず。後を請う。曰く、「鄭の甥可なり。」と。二月甲寅、卒す。

ここは荀偃（中行獻子）の後繼者をどうするか尋ねる場面で、地の文である。

(8) 襄公二十五年

鄭子產獻捷于晉、戎服將事。晉人問陳之罪。對曰、昔虞闕父爲周陶正、以服事我先王。我先王賴其利器用也、與其神明之後也、庸以元女大姬配胡公、而封諸陳、以備三恪。則我周之自出、至于今是賴。桓公之亂、蔡人欲立其出、我先君莊公奉五父而立之、蔡人殺之。我又與蔡人奉戴厲公。至於莊宣皆我之自立。夏氏之亂、成公播蕩、與我之自入、君所知也。……

『左傳』における「後」について

鄭の子産、捷を晉に獻じ、戎服にて事を將う。晉人、陳の罪を問う。對えて曰く、「昔、虞の闕父、周の陶正爲り、以て我が先王に服事す。我が先王、其の器用を利とすると、其の神明の後ノチなるとに頼りて、庸て元女大姫を以て胡公に配して、諸を陳に封じて、以て三恪に備う。則ち我が周の自出にして、今に至るまで是れ頼る。桓公の亂に、蔡人、其の出を立てんと欲し、我が先君莊公、五父を奉じて之を立て、蔡人之を殺す。我又蔡人と厲公を奉戴す。莊・宣に至るまで皆な我に之自りて立つ。夏氏の亂に、成公播蕩し、又我に之自りて入るは、君の知る所なり。……」と。

ここは鄭の子産が、陳の祖先について語る中で、先王（周の武王）が、陳が神明（帝舜）の子孫であることなどにより、それを陳に封建したいきさつを述べている。

(9) 襄公二十九年

晉侯使司馬女叔侯來治杞田、弗盡歸也。晉悼夫人愠曰、齊也取貨。先君若有知也、不尚取之。公告叔侯。叔侯曰、虞虢焦滑霍楊韓魏、皆姬姓也。晉是以大。若非侵小、將何所取。武獻以下、兼國多矣。誰得治之。杞、夏餘也、而即東夷。魯、周公之後也、而睦於晉。以杞封魯猶可。而何有焉。魯之於晉也、職貢不乏、玩好時至、公卿大夫相繼於朝。史不絶書、府無虛月。如是可矣。何必瘠魯以肥杞。且先君而有知也、毋寧夫人。而焉用老臣。

晉侯、司馬女叔侯をして來りて杞の田を治めしめ、盡くは歸さざるなり。晉悼夫人愠りて曰く、「齊や貨を取る。先君若し知る有らば、之を取るを尚せざらん。」と。公、叔侯に告ぐ。叔侯曰く、「虞・虢・焦・滑・霍・楊・韓・

魏は、皆姫姓なり。晉是を以て大なり。若し小を侵すに非ずんば、將た何にか取る所あらん。武・獻以下、國を兼ねること多し。誰か之を治むるを得ん。杞は、夏の餘にして、東夷に即く。魯は、周公の後にして、晉に睦まじ。杞を以て魯に封ずるも猶お可なり。而るに何か有らん。魯の晉に於けるや、職貢乏しからず、玩好時に至り、公卿大夫、朝に相繼ぐ。史は書するを絶たず、府は虚月無し。是くの如きは可なり。何ぞ必ずしも魯を瘠せて以て杞を肥さん。且つ先君にして知る有らば、母寧夫人ならん。而るを爲ぞ老臣を用いん。」と。

ここは晉の叔侯が平公に對し、魯は周公の子孫であるから、平公の母である悼公夫人の出身である杞より重視すべきことを述べるところである。

(10) 襄公二十九年

請觀於周樂。使工爲之歌周南召南、曰、美哉。始基之矣、猶未也。然勤而不怨矣。爲之歌邶鄘衛、曰、美哉、淵乎。憂而不困者也。吾聞衛康叔武公之德如是。是其衛風乎。爲之歌王、曰、美哉、思而不懼。其周之東乎。爲之歌鄭、曰、美哉、其細已甚。民弗堪也。是其先亡乎。爲之歌齊、曰、美哉、泱泱乎。大風也哉。表東海者、其大公乎。國未可量也。爲之歌豳、曰、美哉、蕩乎。樂而不淫。其周公之東乎。爲之歌秦、曰、此之謂夏聲。夫能夏則大。大之至也、其周之舊乎。爲之歌魏、曰、美哉、颯颯乎。大而婉、險而易行、以德輔此、則明主也。爲之歌唐、曰、思深哉。其有陶唐氏之遺民乎。不然、何其憂之遠也。非令德之後、誰能若是。爲之歌陳、曰、國無主。其能久乎。自鄆以下無譏焉。

『左傳』における「後」について

周の樂を觀んことを請う。工をして之が爲めに周南・召南を歌わしむ、曰く、「美なるかな。始めて之を基す、猶お未だし。然れども勤めて怨みず。」と。之が爲めに邶・鄘・衛を歌わしむ、曰く、「美なるかな、淵乎たり。憂いて困しまざる者なり。吾聞く、衛の康叔・武公の徳は是の如し、と。是れ其れ衛風か。」と。之が爲めに王を歌わしむ、曰く、「美なるかな、思いて懼れず。其れ周の東せるか。」と。之が爲めに鄭を歌わしむ、曰く、「美なるかな、其の細已甚し。民堪えざるなり。是れ其れ先ず亡びんか。」と。之が爲めに齊を歌わしむ、曰く、「美なるかな、泱泱乎たり。大風なるかな。東海に表する者、其れ大公か。國未だ量るべからざるなり。」と。之が爲めに豳を歌わしむ、曰く、「此を之夏聲と謂う。夫れ能く夏なれば則ち大なり。大の至りなり、其れ周の舊か。」と。之が爲めに魏を歌わしむ、曰く、「美なるかな、颯颯乎たり。大にして婉、險にして行い易く、徳を以て此を輔けば、則ち明主たらん。」と。之が爲めに唐を歌わしむ、曰く、「思い深きかな。其れ陶唐氏の遺民有るか。然らずんば、何ぞ其の憂うるの遠きや。令徳の後に非ずんば、誰か能く是の若くならん。」と。之が爲めに陳を歌わしむ、曰く、「國に主無し。其れ能く久しからんや。」と。鄆自り以下譏る無し。

ここは呉の公子札（季札）が周樂を評するところで、唐風について、「令徳」ある者、つまり陶唐氏の子孫によるものであることをいう。

十一月己酉、公子圍至。入問王疾、縊而弑之、遂殺其二子幕及平夏。右尹子干出奔晉、宮廐尹子皙出奔鄭。殺大宰伯州犁于郟。葬王于郟、謂之郟敖。使赴于鄭、伍舉問應爲後之辭焉。對曰、寡大夫圍。伍舉更之曰、共王之子圍爲長。……楚靈王即位。蒍罷爲令尹、蒍啓彊爲大宰。

十一月己酉、公子圍至る。入りて王の疾を問ひ、縊りて之を弑し、遂に其の二子幕と平夏とを殺す。右尹子干、晉に出奔し、宮廐尹子皙、鄭に出奔す。大宰伯州犁を郟に殺す。王を郟に葬り、之を郟敖と謂う。鄭に赴せしめ、伍舉、應に後と爲すべきの辭を問う。對えて曰く、「寡大夫圍。」と。伍舉之を更めて曰く、「共王の子圍長爲り。」と。……楚の靈王即位す。蒍罷、令尹と爲り、蒍啓彊、大宰と爲る。

ここは伍舉が楚の靈王について、後繼者としての名乗り方を問うところであり、地の文である。

(12) 昭公七年

子産爲豐施歸州田於韓宣子曰、日君以夫公孫段爲能任其事、而賜之州田。今無祿早世、不獲久享君德。其子弗敢有、不敢以聞於君、私致諸子。宣子辭。子産曰、古人有言曰、其父析薪、其子弗克負荷。施將懼不能任其先人之祿、其況能任大國之賜。縱吾子爲政而可、後之人若屬有疆場之言、敝邑獲戾、而豐氏受其大討。吾子取州、是免敝邑於戾、而建置豐氏也。敢以爲請。宣子受之、以告晉侯。晉侯以與宣子。宣子爲初言、病有之、以易原縣於樂大心。

子産、豐施の爲に州の田を韓宣子に歸して曰く、「日に君は夫の公孫段を以て能く其の事に任うると爲して、之

『左傳』における「後」について

に州の田を賜う。今、祿無くして早世し、久しく君徳を享くるを獲ず。其の子敢えて有たず、敢えて君に以聞せず、私に諸を子に致す。」と。宣子辭す。子産曰く、「古人に言う有りて曰く、「其の父、薪を析き、其の子、負荷する克わず。」と。施將た其の先人の祿に任うること能わざるを懼る、其れ況んや能く大國の賜に任えんや。縦い吾子、政を爲して可とするも、後の人若し疆場の言有るに屬わば、敝邑、戻を獲て、豐氏、其の大討を受けん。吾子、州を取れば、是れ敝邑を戻に免れしめて、豐氏を建置するなり。敢えて以て請を爲す。」と。宣子之を受けて、以て晉侯に告ぐ。晉侯以て宣子に與う。宣子、初めの言の爲に、之を有つを病み、以て原縣を樂大心に易う。

ここは鄭の子産が、執政者、つまり韓宣子の後繼について述べている。この後繼者は魏獻子（昭公二十八年）であり、韓宣子の子孫ではない。

(13) 昭公七年

九月、公至自楚。孟僖子病不能相禮、乃講學之、苟能禮者從之。及其將死也、召其大夫曰、禮、人之幹也。無禮無以立。吾聞將有達者曰孔丘。聖人之後也、而滅於宋。其祖弗父何以有宋而授厲公。及正考父、佐戴武宣、三命茲益共。……臧孫紇有言曰、聖人有明德者、若不當世、其後必有達人。今其將在孔丘乎。我若獲沒、必屬說與何忌於夫子、使事之而學禮焉、以定其位。故孟懿子與南宮敬叔師事仲尼。仲尼曰、能補過者、君子也。詩曰、君子是則是效。孟僖子可則效已矣。

九月、公、楚自り至る。孟僖子、禮を相くること能わざるを病え、乃ち之を講學し、苟も禮を能くする者は之に従う。其の將に死せんとするに及ぶや、其の大夫を召して曰く、「禮は、人の幹なり。禮無ければ以て立つ無し。吾聞く、將に達者有らんとして孔丘と曰う。聖人の後にして、宋に滅ぶ。其の祖弗父何、宋を有つを以て厲公に授く。正考父に及び、戴・武・宣を佐け、三命して茲益共し。……臧孫紇の言う有りて曰く、「聖人の明德有る者、若し世に當たらざれば、其の後必ず達人有り。」と。今其れ將に孔丘に在らんとするか。我若し没するを獲れば、必ず説と何忌とを夫子に屬し、之に事えて禮を學ばしめ、以て其の位を定めよ。」と。故に孟懿子と南宮敬叔と仲尼に師事す。仲尼曰く、「能く過ちを補う者は、君子なり。詩に曰く、「君子是れ則り是れ效う。」と。孟僖子は則り效うべきのみ。」と。

ここは魯の孟僖子が、孔子の出現について豫言するところで、孔丘が聖人の子孫であるが、宋では滅んでいると述べている。魯では續いているが、宋では斷絶したとも解釋できる。

(14) 昭公十三年

子服惠伯對曰、君信蠻夷之訴、以絶兄弟之國、棄周公之後、亦唯君。寡君聞命矣。

子服惠伯對えて曰く、「君、蠻夷の訴を信じて、以て兄弟の國を絶ち、周公の後を棄つ、亦唯だ君のままなり。寡君、命を聞けり。」と。

ここは魯の子服惠伯が、魯のことを周公の子孫だと述べているところである。邾・莒の訴えをきく晉に對して、そうせぬよう要請している。

(15) 昭公十五年

文伯揖籍談對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室、以鎮撫其社稷。故能薦彝器於王。晉居深山、戎狄之與鄰、而遠於王室。王靈不及、拜戎不暇。其何以獻器。〔周景王〕對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室、以鎮撫其社稷、故能薦彝器於王。晉居深山、戎狄之與鄰、而遠於王室、王靈不及、拜戎不暇、其何以獻器。王曰、叔氏、而忘諸乎。叔父唐叔、成王之母弟也、其反無分乎。密須之鼓與其大路、文所以大蒐也。闕鞏之甲、武所以克商也、唐叔受之、以處參虛、匡有戎狄。其後襄之二路、鉞鉞鉅鬲彤弓虎賁、文公受之、以有南陽之田、撫征東夏、非分而何。夫有勳而不廢、有績而載、奉之以土田、撫之以彝器、旌之以車服、明之以文章、子孫不忘、所謂福也。福祚之不登、叔父焉在。且昔而高祖孫伯鷹司晉之典籍、以爲大政、故曰籍氏。及辛有之二子董之晉、於是乎有董史。女、司典之後也、何故忘之。籍談不能對。……

文伯、籍談を揖して對えしめて曰く、「諸侯の封ぜらるるや、皆明器を王室に受けて、以て其の社稷を鎮撫す。故に能く彝器を王に薦む。晉は深山に居り、戎狄との與に鄰して、王室より遠し。王靈及ばず、戎を拜するに暇あらず。其れ何を以て器を獻ぜん。」と。〔周景王〕對えて曰く、「諸侯の封ぜらるるや、皆明器を王室に受けて、以て其の社稷を鎮撫す、故に能く彝器を王に薦む。晉は深山に居る、戎狄との與に鄰して、王室より遠く、王靈及ばず、戎を拜するに暇あらず、其れ何を以て器を獻ぜん。」と。王曰く、「叔氏、而諸を忘れたるか。叔父唐叔

は、成王の母弟なり、其れ反て分無からんや。密須の鼓と其の大路とは、文の大蒐する所以なり。闕鞏の甲は、武の商に克つ所以なり、唐叔之を受けて、以て參虚に處り、戎狄を匡有す。其の後、襄の二路、鉞鉞・鉅鬯・彤弓・虎賁、文公之を受けて、以て南陽の田を有ちて、東夏を撫征す、分に非ずして何ぞ。夫れ勳有りて廢せず、績有りて載せ、之を奉ずるに土田を以てし、之を撫するに彝器を以てし、之を旌するに車服を以てし、之を明らかにするに文章を以てして、子孫忘れざるは、所謂福なり。福祚の登らざる、叔父焉にか在らん。且つ昔、而の高祖孫伯靡、晉の典籍を司りて、以て大政を爲す、故に籍氏と曰う。辛有の二子董、晉に之くに及び、是に於いてか董史有り。女は、司典の後なり、何の故に之を忘るるか。」と。籍談對うること能わず。

こゝは周の景王が晉の籍談に對して、彼が司典（孫伯靡）の子孫であることを指摘するところである。

(16) 昭公十六年

子産怒曰、發命之不衷、出令之不信、刑之頗類、獄之放紛、會朝之不敬、使命之不聽、取陵於大國、罷民而無功、罪及而弗知、僑之恥也。孔張、君之昆孫、孔之後也、執政之嗣也、爲嗣大夫。承命以使、周於諸侯。國人所尊、諸侯所知。立於朝而祀於家、有祿於國、有賦於軍、喪祭有職、受服歸賑。其祭在廟、已有著位。在位數世、世守其業、而忘其所、僑焉得恥之。辟邪之人而皆及執政、是先王無刑罰也。子寧以他規我。

子産怒りて曰く、「命を發するの衷（あ）たらざる、令を出すの信ならざる、刑の頗類なる、獄の放紛なる、會朝の不敬なる、使命の聽かれざる、陵りを大國に取り、民を罷らして功無く、罪及びて知らざるは、僑の恥なり。

『左傳』における「後」について

孔張は、君の昆孫、子孔の後レなり、執政の嗣なり、嗣大夫爲り。命を承けて以て使いし、諸侯に周し。國人の尊ぶ所、諸侯の知る所。朝に立ちて家に祀る、國に祿有り、軍に賦有り、喪・祭に職有り、賑を受け賑を歸る。其の祭に廟に在れば、已に著位有り。位に在ること數世、世々其の業を守りて、其の所を忘る、僞焉んぞ之を恥ずるを得ん。辟邪の人ありて皆執政に及べば、是れ先王刑罰無きなり。子寧ろ他を以て我を規せ。」と。

（こ）は鄭の子産が、孔張が襄公の兄である子孔の子孫（孫）であることを述べる。

(17) 昭公二十六年

王子朝使告于諸侯曰、昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、竝建母弟、以蕃屏周。亦曰、吾無專享文武之功、且爲後人之迷敗傾覆而溺入于難、則振救之。至于夷王、王愆于厥身、諸侯莫不竝走其望、以祈王身。至于厲王、王心戾虐、萬民弗忍、居于餓。諸侯釋位、以間王政。宣王有志、而後效官。至于幽王、天不弔周、王昏不若、用愆厥位。攜王奸命、諸侯替之、而建王嗣、用遷邾郟。則是兄弟之能用力於王室也。……

王子朝、諸侯に告げしめて曰く、「昔、武王殷に克ち、成王四方を靖んじ、康王民を息わしめ、竝く母弟を建てて、以て周に蕃屏とす。亦曰く吾専ら文・武の功を享くこと無く、且つ後人の迷敗傾覆して難に溺入すれば、則ち之を振救するが爲めなり」と。夷王に至り、王、厥の身に愆ありて、諸侯、竝く其の望に走りて、以て王身を祈らざるは莫し。厲王に至り、王心戾虐にして、萬民忍びず、王を餓に居く。諸侯、位を釋てて、以て王政を問す。宣王、志有りて、後に官を效す。幽王に至り、天、周を弔まず、王昏く若わず、用て厥の位を愆う。攜王、命を

奸し、諸侯、之を替えて、王嗣を建てて、用て邲郟に遷せば。則ち是れ兄弟の能く力を王室に用いるなり。
……」と。

これは「後人」とあるが、先の「後之人」同様、検討対象に含める。ここは周の王子朝の布告文で、周王の子孫で「迷敗傾覆して難に溺入」した場合について述べている。

(18) 昭公二十九年

秋、龍見于絳郊。魏獻子問於蔡墨曰、吾聞之、蟲莫知於龍、以其不生得也、謂之知。信乎。對曰、人實不知、非龍實知。古者畜龍、故國有參龍氏、有御龍氏。獻子曰、是二氏者、吾亦聞之、而不知其故、是何謂也。對曰、昔有颺叔安、有裔子曰董父。實甚好龍、能求其所欲以飲食之、龍多歸之。乃擾畜龍、以服事帝舜。帝賜之姓曰董、氏曰參龍、封諸潞川、潞夷氏其後也。故帝舜氏世有畜龍。及有夏孔甲、擾于有帝、帝賜之乘龍、河漢各二、各有雌雄。孔甲不能食、而未獲參龍氏。有陶唐氏既衰、其後有劉累。學擾龍于參龍氏、以事孔甲、能飲食之。夏后嘉之、賜氏曰御龍、以更豕韋之後。龍一雌死、潛醢以食夏后。夏后饗之、既而使求之。懼而遷于魯縣、范氏其後也。……對曰、……故有五行之官、是謂五官、實列受氏姓、封爲上公、祀爲貴神。社稷五祀、是尊是奉。……獻子曰、社稷五祀、誰氏之五官也。對曰、少皞氏有四叔、曰重、曰該、曰修、曰熙、實能金木及水。使重爲句芒、該爲蓐收、修及熙爲玄冥、世不失職、遂濟窮桑。此其三祀也。顓頊氏有子曰犁、爲祝融。共工氏有子曰句龍、爲后土。此其二祀也。后土爲社。稷、田正也。有烈山氏之子曰柱、爲稷。自夏以上祀之。周棄亦爲稷、自商以來祀之。

『左傳』における「後」について

秋、龍、絳郊に見わる。魏獻子、蔡墨に問いて曰く、「吾之を聞く、蟲は龍より知莫く、其の生得せざるを以て、之を知と謂う、と。信なるか。」と。對えて曰く、「人實に知あらず、龍實に知に非ず。古者は龍を畜う、故に國に參龍氏有り、御龍氏有り。」と。獻子曰く、「是の二氏は、吾も亦之を聞く、而れども其の故を知らず、是れ何の謂ぞや。」と。對えて曰く、「昔、有鷹叔安、裔子有りて董父と曰う。實に甚だ龍を好み、能く其の著欲を求めて以て之に飲食せしめ、龍多く之に歸す。乃ち龍を擾畜して、以て帝舜に服事す。帝、之に姓を賜いて董と曰い、氏を參龍と曰い、諸を饒川に封ず、饒夷氏は其の後なり。故に帝舜氏、世々裔龍有り。有夏の孔甲に及び、有帝に擾い、帝、之に乗龍を賜い、河・漢各々二、各々雌雄有り。孔甲、食うこと能わずして、未だ參龍氏を獲ず。有陶唐氏、既に衰え、其の後、劉累有り。龍を擾するを參龍氏に學びて、以て孔甲に事え、能く之に飲食せしむ。夏后、之を嘉し、氏を賜いて御龍と曰い、以て豕韋の後を更む。龍の一雌死し、潛かに醢して以て夏后に食せしむ。夏后、之を饗け、既にして之を求めしむ。懼れて魯縣に遷る、范氏は其の後なり。」と。……對えて曰く、「……故に五行の官有りて、是を五官と謂い、實に列して氏姓を受け、封じて上公と爲り、祀りて貴神と爲る。社稷五祀、是れ尊び是れ奉ず。……」と。獻子曰く、「社稷五祀は、誰氏の五官ぞや。」と。對えて曰く、「少皞氏に四叔有り、重と曰い、該と曰い、修と曰い、熙と曰い、實に金・木と水とを能くす。重をして句芒と爲し、該をして蓐收と爲し、修と熙とをして玄冥と爲さしめ、世々職を失わず、遂に窮桑を濟す。此れ其の三祀なり。顓頊氏に子有りて犁と曰い、祝融と爲す。共工氏に子有りて句龍と曰い、后土と爲る。此れ其の二祀なり。后土を社と爲す。稷は、田正なり。有烈山氏の子を柱と曰い、稷と爲す。夏自り以上、之を祀る。周棄も亦稷と爲す、商自り以來、之を祀る。」と。

ここは晉の蔡墨が、饒夷氏は豳龍氏の子孫であり、有陶唐氏の子孫に劉累がおり、豕韋氏の子孫より龍を畜う役目を交代させて御龍氏とし、范氏はその末裔であることを述べる。

(19) 哀公九年

晉趙鞅卜救鄭、遇水適火。占諸史趙史墨史龜。史龜曰、是謂沈陽、可以興兵。利以伐姜、不利子商。伐齊則可、敵宋不吉。史墨曰、盈、水名也。子、水位也。名位敵、不可干也。炎帝爲火師、姜姓其後也。水勝火、伐姜則可。……陽虎以周易筮之。……曰、宋方吉、不可與也。微子啓、帝乙之元子也。宋鄭、甥舅也。祉、祿也。若帝乙之元子歸妹而有吉祿、我安得吉焉。乃止。

晉の趙鞅、鄭を救わんことを卜し、水の火に適くに遇う。諸を史趙・史墨・史龜に占せしむ。史龜曰く、「是れを沈陽と謂う、以て兵を興すべし。以て姜を伐つに利し、子商に利しからず、と。齊を伐つは則ち可、宋に敵するは不吉なり。」と。史墨曰く、「盈は、水名なり。子は、水位なり。名位敵す、干すべからざるなり。炎帝は火師爲り、姜姓は其の後なり。水は火に勝つ、姜を伐つは則ち可なり。」と。……陽虎、周易を以て之を筮す。……曰く、「宋方に吉、興るべからざるなり。微子啓は、帝乙の元子なり。宋・鄭は、甥舅なり。祉は、祿なり。若し帝乙の元子、妹を歸がせて吉祿有らば、我安ぞ吉を得んや。」と。乃ち止む。

ここは晉の史墨が卜して、姜姓が炎帝の子孫であることを述べる。

『左傳』における「後」について

以上、(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(8)・(9)・(10)・(11)・(14)・(17)・(19) は國君の「後」について述べている。これらの「後」は何らかの言説を正當化するための論據となる故事の中でとりあげられることが少なくない。

「後」が「有」る事例は全て大夫層に關する説話であり、「後」が「無」い事例には國君についてのものも含まれている。このことは、『左傳』が描く時代状況が反映されている可能性があるが、他方で『左傳』の資料としての特徴が現れていると考えることも可能である。また血縁に關係する「後」が現れるのは、大半が説話の會話文であり、地の文には少ない。次節で述べるように「後」の語自體が新しいわけではないが、こうした現象も『左傳』において「後」の語が現れる部分の後代性を疑う材料になり得る。¹¹⁾このように「後」が使用される場面や使用のされ方には偏ったところがある。それでは本來の「後」とはどういうものだったのであろうか。そこで次節では、成立年代をより遡及し得る文献に見える「後」の用例を幾つか検討しつつ、「後」の原型を探ってみることにする。

二、「後」の原型について

先に触れたように、繼承者を意味する「後」の語そのものは古く遡及し得る。傳世文獻の中で成立の古さが議論される代表的なものは『詩』・『書』である。¹²⁾これらの文獻においてその種の「後」が現れる用例をみていこう。

我躬不闕、遑恤我後。

我が躬闕れざるに、我が後を恤うるに違あらんや。

鄭箋は「我後」を「我が後に生まるる所の子孫。」とする。女性が男性に對して、自分を受け入れてくれないのだから、子孫のことは知りませんというところである。

小雅南山有臺

樂只君子、保艾爾後。

樂しめる君子、爾の後を保艾せん。

君子に對してその子孫を安んじ養えと願っている。

小雅小弁

我躬不闕、遑恤我後。

我が躬闕れられず、我が後を恤うるに違あらんや。

先の邶風谷風と類似の句である。

大雅瞻卬

無忝皇祖、式救爾後。

皇祖を忝むる無かれ、式て爾の後を救え。

祖先をはずかしめることなく、子孫を救えとある。

周頌離

『左傳』における「後」について

燕及皇天、克昌厥後。

燕し皇天に及べば、克く厥の後を昌らかにせよ。

これも子孫の繁榮を願う句である。

周頌武

允文文王、克開厥後。

允れ文なる文王、克く厥の後を開く。

鄭箋は「能開其子孫之基緒。」といい、文王がその子孫のいしずえを開いたことをいう。

商頌殷武

壽考且寧、以保我後生。

壽考且つ寧らかに、以て我が後生を保んぜよ。

これは子孫の安寧を祈る句である。

以上のように、『詩』における子孫の意の「後」は子孫の繁榮・安寧を祈る定型句的なものが多い。これは後に述べるように、西周以降の金文にも類例が見られるものである。

次に『書』の「後」については次のような例がある。

西伯戡黎

非先王不相我後人、惟王淫戲用自絶。

先王、我が後人を相けざるに非ず、惟れ王淫戲用て自ら絶つ。

「後人」は『左傳』昭公二十六年にも見えたが、ここは先王と對になっており、殷の子孫を示す。

大誥

予有後、弗棄基。

予後有り、基を棄てず。

ここは例え話であり、私には後継者がある、の意である。

酒誥

我聞亦惟曰、在今后嗣王酣身、厥命罔顯于民、祇保越怨不易。

我聞く亦惟れ曰く、在今、後嗣王身に酣にし、厥命民に顯るる罔し、祇保怨に越いてし易えず。

ここは殷の後継者の王の意として用いられている。

召誥

茲殷多先哲王在天、越厥後王後民、茲服厥命。

茲れ殷、先哲王、天に在る多し、越び厥の後王後民、茲に厥の命に服す。

ここは殷の子孫の王と人々の意である。

多士

在今后嗣王、誕罔顯于天。

在今后嗣王、誕に天に顯らかなる罔し。

ここは殷の後継者の王の意である。

『左傳』における「後」について

君奭

在我後嗣子孫、大弗克恭上下、遏佚前人光、在家不知天命不易、……

我が後嗣子孫に在りて、大いに上下を恭む克わず、前人の光を遏佚する、家に在りて知らざらんや、天命易からざる、……

ここは私（周公）の後繼者たる子孫の意である。

君奭

告君乃猷裕、我不以後人迷。

君に告ぐ、乃裕を猷れ、我が後人を迷わすを以てせざらん。

ここは後の人々を迷わないようにさせよ、の意である。

君奭

其汝克敬德、明我俊民、在讓後人于丕時。

其れ汝克く徳を敬し、我が俊民を明にせよ、後人に丕時に讓るに在れ。

ここも後の人々の意味で用いられている。

多方

乃惟爾商後王、逸厥逸、圖厥政、……

乃ち惟れ爾商の後王、厥逸に逸んじ、厥政を圖り、……

ここは商の後代の王の意である。

立政

桀德惟乃弗作往任、是惟暴德、罔後。

桀の徳惟れ乃ち往任を作さず、是れ惟れ暴徳、後罔し。

ここは夏の子孫が絶えたという意味である。

顧命

在後之侗、敬迓天威、嗣守文武大訓、無敢昏逾。

後_レに在るの侗、敬みて天威を迓え、文武の大訓を嗣守し、敢えて昏逾する無し。

文王・武王の子孫としての愚かな私（成王）の意味である。

康王之誥

惟新陟王、畢協賞罰、戡定厥功、用敷遺後人休。

惟れ新陟の王、畢く賞罰に協い、戡く厥功を定め、用て後人の休を敷遺す。

文王・武王の子孫の意味である。

康王之誥

乃命建侯樹屏、在我後之人。

乃ち命じて侯を建て屏を樹つ、我が後の人に在り。

康王を含む我ら子孫の意味である。

伊訓

『左傳』における「後」について

敷求哲人、俾輔于爾後嗣。

敷く哲人を求め、爾の後嗣を輔けしむ。

これより以下、僞古文である。¹³だがここでは「後嗣」の語が用いられている。

太甲上

其後嗣王、罔克有終、相亦罔終。……旁求俊彥、啓迪後人。

其れ後の嗣王、克く終有る罔く、相亦終罔し。……旁く俊彦を求め、後人を啓迪す。

これらも僞古文であるが、後継者の王や後の人々といった意味で用いられている。

微子之命

功加于時、德垂後裔。

功、時に加わり、徳、後裔に垂る。

祭仲之命

爾乃邁迹自身、克勤無怠、以垂憲乃後、……

爾乃ち迹に邁する身自りし、克く勤め怠る無く、以て憲を乃の後に垂れ、……

それぞれ「徳」「憲」が子孫に及ぶことをいう。

以上のように、「書」においても『詩』と同様、「後」は定型句的に用いられている。

それ以外に、出土文献としての金文にも『詩』・『書』・『左傳』にも現れるような「後」の用法が見られる。例えば次の通りである。¹⁴

……於(烏)寧(乎)、愈(念)之筭(哉)、盥(後)人其庸(庸庸)之、母(毋)忘尔邦。(集成五・二八四〇、中山王覺圓鼎)

……於(烏)寧(乎)、之を愈(念)わんかな、盥(後)人其れ之を庸庸して、尔の邦を忘るる母(毋)れ。

……用頤(稽)後人享、佳丁公報。……婦子後人永寶。(集成八・四三〇〇、令殷)

……用て後人に頤(稽)り享して、佳れ丁公に報ぜよ。……婦子後人永く寶とせよ。

……甬(用)乍(作)宗彝尊壺。後嗣甬(用)之、職才(在)王室。(集成一五・九七一〇、曾姬無卣壺)

……甬(用)て宗彝尊壺を乍(作)る。後嗣之を甬(用)い、職として王室に才(在)れ。

令殷は大系三などが西周成王期、曆朔二・一〇などが昭王期とし、曾姬無卣壺はその紀年銘や器形から大系一六六などが春秋後期の楚惠王期とし、中山王圓鼎はおおむね前三一〇年前後とされる¹⁵⁾。これらで「後」を含むものは「後人」や「後嗣」であり、先に掲げたように、『書』や『左傳』にも類似の用例がある。この種の表現の「後」は少なくとも西周期に遡及できることが分かる。またこれらとは少し異なる「後」の用法もある。

……王用弗諱(忘)聖人之後、多蔑曆易(賜)休。……(集成五・二八一二、師望鼎)

……王用て聖人の後なることを諱(忘)れず、多く蔑曆せられて休を易(賜)う。……

これを大系八〇などは西周共王期の器とする。ここには「聖人之後」とあり、『詩』に「く後」とある用例に似ており、また『左傳』昭公七年の孔子出現に關する説話を思い起こさせるものである。この用法も西周期に遡及し得るものである。ただ『書』にはこの種の用例はなかなか見られないが、君奭篇に「我後嗣子孫」とあるのがやや近いといえなくもない。

『左傳』における「後」について

以上は作器者が「後」に對して何らかの働きかけをするか、何らかの行動を期待する、いわば定型句的な部分に現れる。これらは祭祀の繼承者としての意味合いが濃厚である。このように繼承者の意味を有する「後」の用例は金文において西周期に遡り、戰國時代の中山王鼎まで受け繼がれている。¹⁵ これらの場合、「後」は専ら血縁上の繼承者であり、祖先祭祀を主ることが豫定される者であった。『左傳』の「後」はこれら金文における「後」の用法を引くものとして位置付けることができる。

次節では上記検討結果をもとに、先秦時代における「後」のあり方の變化とその背景について考察していくこととしたい。

三、先秦時代における「後」の變遷

西周時代における人間集團の大きな単位は邑をもとにしたいわゆる邑制國家であり、その總數は千八百とも稱された。¹⁷ だが春秋時代に入るとそれが淘汰され、滅國が進行していく。滅ぼされた邑制國家や新たに設置された邑は縣とされることが次第に多くなり、やがて中央から官僚ないしそれに近い存在が任命され派遣されるようになる。¹⁸

姓による族的血縁秩序と祖先祭祀が邑制國家を支える大きな基盤であり、それら二つの要素は相互補完關係にある。本稿でとりあげた「後」は邑制國家における祖先祭祀の繼承者であり、血縁集團の長である。春秋時代に入ってもしばらくは邑制國家のあり方に變化はない。しかしその頃新たに出現した縣は、西周以來の邑制國家のあり方から次第に離れた存在となっていく。

縣にはそれを統括する縣大夫（晉）や縣公（楚）といった官職が設置され、主に大夫層が派遣される。これら官職に就いた者は縣を據點として、その周邊部を含めた地域に關する行政を担うようになる。こういった官職は世襲される場合もあるが、それまでの采邑のように世襲が前提とされているわけではない。晉や齊では有力世族がそれら縣を統制し、その中からやがて晉では韓・魏・趙三氏、齊では陳（田）氏が戰國王權へと成長する。楚・秦・燕では晉とは異なり、君主權力が縣を掌握することに成功し、戰國王權へと脱皮していく。『左傳』に現れる大夫には、そのような世族が多く現れるし、先に検討した「後」の用例にも姿を見せる。

前節の検討結果からも分かるように、「後」の言葉そのものは西周時代から春秋戰國時代にかけて一貫して重要である。『左傳』の「後」に關係する説話に現れるのは、ほとんどが國君もしくは大夫層であるが、大夫層についての「後」の有無は國君のそれに比べて圧倒的に多い。大夫層は國君とは異なり「氏」を有し、大夫の「後」は「氏」を繼承する。『左傳』の「後」の検討で見られた「氏」の多くは晉の趙氏など、祖先を古く遡ったり國君から派出したりしたこととされている、いわば「大宗」的な「氏」である。それはこうした「氏」から分岐して派生した「小宗」的な「氏」とは異なる、いわば古い「氏」である。¹⁹ 春秋時代には、姓を基軸とした西周以前に遡及し得る族集團から、氏を基礎とする春秋時代以降の新たな血縁原理へと移行していることは確かであろうが、「後」の語からそれを俯瞰する限り、状況はさほど單純ではなさそうである。²⁰

『左傳』では、「後」のある理由として「德」・「忠」・「敏」・「義」・「良」いずれかの存在が、そのない理由として「禮」・「敬」・「慎」・「德」いずれかの缺如が述べられることがある。これらのキーワードそのものは必ずしも戰國時代以降に出現するものではないが、その用いられ方には後代性がただよう。「後」の有無雙方の理由として現れる「德」

『左傳』における「後」について

についていうなら、小倉芳彦が『左傳』における「徳」の検討を通して、元來、西周金文に現れるような「徳」は王者が行う「省」事に關係ある概念であつたが、戰國時代以降になつて郡縣制支配が貫徹していくと、その元の意義が忘れられ、「徳」概念が内面化・抽象化され、『釋名』釋言語・『廣雅』釋詁「徳は得なり」、『韓非子』解老篇「徳は内なり、得は外なり」の「得」に接近していくことを論じている。また「忠」・「義」は孔子の豫言記事で用いられている。「徳」・「禮」・「敬」は孔子以外の豫言記事に見られる。「義」・「忠」は『周禮』地官大司徒のいう六徳に含まれ、「義」・「禮」は『孟子』の四端説などに見え、「忠」・「信」・「良」・「敬」も『孟子』に現れる重要な語である。

四端説に關連する「義」・「禮」については、『孟子』公孫丑上篇に、

孟子曰、……惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。是非之心、智之端也。

孟子曰く、「……惻隱の心は、仁の端なり。羞惡の心は、義の端なり。辭讓の心は、禮の端なり。是非の心は、智の端なり。……」

とあつて、同告子上篇にも「敬」と共に、

孟子曰、……惻隱之心、人皆有之。羞惡之心、人皆有之。恭敬之心、人皆有之。是非之心、人皆有之。惻隱之心也。羞惡之心義也。恭敬之心禮也。是非之心智也。仁義禮智、非由外鑠我也、我固有之也、弗思耳矣。……

孟子曰く、「……惻隱の心は、人皆有之有り。羞惡の心は、人皆有之有り。恭敬の心は、人皆有之有り。是非の心は、人皆有之有り。惻隱の心は仁なり。羞惡の心は義なり。恭敬の心は禮なり。是非の心は智なり。仁義禮智は、外由り我を鑠るに非ざるなり、我固より之を有するなり、思わざるのみ。……」と。

とある。「忠」・「信」については例えば同梁惠王上篇に「忠信」の形で、

孟子對曰、……王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕易耨、壯者以暇日脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵矣。

孟子對えて曰く、「……王如し仁政を民に施し、刑罰を省き、稅斂を薄くし、深く耕し易く耨らしめ、壯者暇日を以て其の孝悌忠信を脩め、入りては以て其の父兄に事え、出でては以て其の長上に事えしめば、梃を制げて以て秦・楚の堅甲利兵を撻たしむべし。……」と。

とあり、「良」は「義」とともに同盡心上篇に、

孟子曰、人之所不學而能者、其良能也。所不慮而知者、其良知也。孩提之童、無不知愛其親者、及其長也、無不知敬其兄也。親親仁也。敬長義也。無他、達之天下也。

孟子曰く、「人の學ばずして能くする所の者は、其の良能なり。慮らずして知る所の者は、其の良知なり。孩提の童も、其の親を愛するを知らざる者無く、其の長ずるに及びて、其の兄を敬するを知らざる也（者）無し。親を親しむは仁なり。長を敬うは義なり。他無し、之を天下に達するのみ。」と。

とあり、「敬」は先の告子上篇の例の外、同離婁上篇に、

孟子曰、……故曰、責難於君謂之恭、陳善閉邪謂之敬、吾君不能謂之賊。

孟子曰く、「……故に曰く、難きを君に責むる、之を恭と謂い、善を陳べ邪を閉ずる、之を敬と謂い、吾が君能わずという、之を賊と謂う。」と。

などとある。

なお『荀子』にもこれらの語は頻見されるが、同脩身篇に、

『左傳』における「後」について

體恭敬而心忠信、術禮義而情愛人、橫行天下、雖困四夷、人莫不貴。

體は恭敬にして心も忠信、術は禮義にして情も愛人、天下を橫行すれば、四夷を困むと雖も、人は貴ばざることを莫し。

とあり、同臣道篇に、

恭敬禮也、調和樂也。謹慎利也、鬪怒害也。故君子安禮樂樂、謹慎而無鬪怒。是以百舉不過也。小人反是。

恭敬は禮にして、調和は樂なり。謹慎は利にして、鬪怒は害なり。故に君子は禮を安んじ樂を樂しみ、謹慎して鬪怒すること無し。是を以て百舉して過たざるなり。小人は是に反す。

などであるように、『孟子』とは意味合いが異なってくる場合がまま見られる。²³⁾このようにあくまでも「後」に關連する箇所に限ったことではあるが、『左傳』と『孟子』との思想的な近さが想定される。

こうした資料状況からは、「後」の語と戰國時代以降、特に儒家系思想要素との強い關連が想定される。『左傳』では、「後」の有ることは血縁が繋がっている事實のみでは保證されないものである。これは血縁關係の存在と「後」の存續とがほとんど等値され得るような、祖先祭祀の世界にある西周金文や『詩』から見れば、非常に大きな變化であり、血縁原理のみでは必ずしも繼承が保證されない縣の管轄者の存在がその背後にあるのではないかと考えられる。この後中國をはじめとする東アジア世界では、三禮のような儒家系文獻が血縁組織を規制していくことになる。『左傳』におけるこの種の規制は、それらほどには直接のかつ強力なものとはいえないが、血縁集團と文獻とが邂逅した初期のころの關係性の一つを示しているのではないだろうか。現實世界に對する文獻の干涉と呼んでもよいかもしれない。それは文獻から現實世界への一方的な働きかけではなく、特に『左傳』のような年代記風の文獻はそれ相應の史實を

基礎としている以上、現實の枠組みに文献がある程度はまらざるを得ないという、思想文献以上に相互作用の強い關係にある。多少大袈裟にいえば、こうした文献と現實との相互作用こそが秦漢帝國へ向けて社會が秩序化されていく原動力となったと考えてもよいのではなからうか。こうした作用においては、編纂された元の意味内容のまま文献が理解されるとは限らないであろうし、またそうする餘地のある方が利用價值があるということにもなる。これは特定の集團・勢力が特定の意圖をもって文献を編纂したという、文献の成立を考察する際によく利用される思考パターンが常に有効であるとは限らないのではないかということでもある。そうした文献が利用される際のある種の危うさを念頭に置きつつ『左傳』の「後」に關する記事から見えてくるのは、西周もしくはそれ以前の古い血縁集團であることへの強い關心、そしてその西周以來の古さを保持しているように見えながら、その内實は外觀ほど古いわけではない組織なのである。

おわりに

本稿では、繼承者の意味をもつ「後」について、戰國時代における文献成立の果たした役割を考えつつ、『左傳』を中心とする若干の文献を檢討した。『左傳』で「後」が「有」と書かれた事例は全て大夫層に關する説話であり、「後」が「無」と書かれた事例には國君に關するものも含まれるが、やはり大夫層のものが多い。そして血縁に關係する「後」が現れるのは、大半が後世の付加部分であることが議論されるところである。「後」に關する議論はこういう部分に多いことから、その後代性に留意する必要がある。成立が比較的古い傳世文献の『詩』・『書』・金文の

『左傳』における「後」について

一部では、「後」は専ら血縁上の繼承者であり、祖先祭祀を主ることを豫定される者であった。

『左傳』の「後」が示す人物の多くは、こうした西周以來の國君や、比較的古い起源の氏をもつ大夫層である。他方、「後」の有無の理由として、「德」などの儒家的キーワードを伴うものが少なからずあり、「後」の有無は血縁原理のみに基づくものではない。春秋時代以降、舊來の邑にかわつて縣が設置され、そこに大夫層以下が中央から管轄者として派遣されるようになり、やがて戰國時代以降の中央權力による統治を支えていく。彼らの地位は血縁のみによつては保證されない。『左傳』では、後に春秋時代以降戰國時代にかけて擴大していく縣にまつわる要素がテキスト中に埋め込まれているともいえる。『左傳』が描く血縁集團は、表面上は西周以來の「古さ」を保持しているように見せかけながら、實態はそれから離れつつあるか、離れてしまった組織である。以上のことは、春秋から戰國にかけての社會秩序の基盤が、「後」關係記事に見られるような、西周期に遡及し得る「古さ」に置かれていたことも示しているのである。先秦文獻には、個々の編纂意圖は別のところにあるのかもしれないが、こうした春秋時代以降に現れた新たな社會の動きを統御し、それ以前の枠組みを利用しつつ秩序化していく働きがあったのではないだろうか。

「後」の語は『左傳』以外の文獻にも見られるが、本稿における検討は限定的であった。また「後」に關連して現れる「德」などの思想的キーワードは、戰國秦漢以降の思想において極めて重要であり、また家族思想とも強い關係性をもつものである。本稿の検討からは、春秋戰國期が家族思想のメルクマールであることが窺えるが、その詳細を詰める作業は未だ道半ばである。その意味では本稿は「後」に關する問題についての初歩的な見通しを提示したにすぎない。そこから先は今後の課題としたい。

（本稿は、科學研究費補助金（基盤研究（C））「傳世・出土文獻所見の系譜關係資料による先秦家族史の再構築」（研究代表者・小寺敦）による研究成果である。）

- 1 陳顧遠『中國婚姻史』（商務印書館、上海、一九三六年十一月）八頁。
- 2 宇野哲人『支那哲學概論』（支那哲學叢書刊行會、東京、一九二六年五月）第二章第二節第二款。
- 3 仁井田陞『中國法制史』（岩波全書、岩波書店、東京、一九五二年六月、増訂版、二〇〇五年十一月）第十三章「家族法」第五節「家の繼續」増訂版二四〇～二四二頁。
- 4 下見隆雄『孝と母性のメカニズム―中國女性史の視座―』（研文出版、東京、一九九七年九月）八〇頁。
- 5 文字（漢字）とそれによる文書・文獻の編纂が中國古代の諸方面に對して多大な影響を與えたことは、これまで漠然と意識され續けてきたが、特に近年、先秦秦漢時代の出土文獻が増大すると、このことが研究者の注意を大いに引くようになった。例えば、呂思勉『先秦史』（開明書店、上海、一九四一年十二月）第十五章第一節「文字」、楊寬『戰國史』（上海人民出版社、上海、一九五五年九月）第十一章「文學的發展」、同（一九九七増訂版、臺灣商務印書館、臺北、一九九七年）第十二章「文字的變革與書法的起源」、など参照。もともとこれら着眼の多くは文化史的なアプローチによるものであったが、漢字を政治的な文脈と絡めて論じたのが西嶋定生『中國古代國家と東アジア世界』（東京大學出版會、東京、一九八三年八月）である。西嶋は専ら紀元後の東アジア世界について論じたが、平勢隆郎『よみがえる文字と呪術の帝國―古代殷周王朝の素顔―』（中公新書、中央公論新社、東京、二〇〇一年六月）は文字使用の變化を通して東周期に官僚支配が出現する畫期性を述べており、これは時代を遡上して西嶋の視點を應用しているといえる。本稿の主題から若干離れることもあり、文獻の引用は省略するが、文書行政の方面からは、工藤元男・富谷至・藤田勝久らをはじめとする簡牘に關わる研究者たちが盛んに業績を挙げ、またこ

『左傳』における「後」について

れと関連して法制史方面でも多くの研究成果が出ている。その他に教科書ではあるが、大西克也・宮本徹『アジアと漢字文化』（放送大學教育振興會、東京、二〇〇九年三月）の大西克也執筆部分には、先行研究に據りつつ、こうした視點に對する非常に強い意識が見られる。

6 拙稿「先秦時代系譜編纂の成立過程とその意義」（『歴史学研究』八九八、東京、二〇一二年十月）。

7 『左傳』の成書年代については、古來膨大な研究がある。前漢末偽作説や左丘明著作説もあるが、近年では成立地域の問題はともかく、年代については戰國中期とする研究が比較的多く、少し遡上させて戰國前期としたり、下して戰國末期とするものもある。このことについては拙著『先秦家族關係史料の新研究』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、二〇〇八年三月）第一章第一節注（一二）で述べたことがあり、該書での結論において年代を戰國中期とした部分については、本稿でもその見解を維持している。

8 同様の意味をもつ語として「胃」などがあるが、出現數量として「後」が圧倒的であるため、本編での検討對象は「後」に絞る。

9 訓讀文は現代仮名遣いを用いる。

10 小倉芳彦「ぼくの左傳研究とアジア・フォード問題」（『歴史評論』一九六三―五、東京、一九六三年五月）、『中國古代政治思想研究―『左傳』研究ノート―』（青木書店、東京、一九七〇年三月）所收の「(Ⅲ) 段落の末尾に付けられている、君氏曰く」という批評、あるいは『春秋』本文の句法についての説明的な部分」にあたる。

11 平勢隆郎『『左傳』の史料批判的研究』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、一九九八年十二月）一六一、一八九頁は『左傳』の「説話」會話部分には戰國的表现が使用されていることを指摘する。これは小倉芳彦前掲注8論文の分類にいう(Ⅱ)「筋の展開に挿入されている演説的な部分」、春秋末期以後戰國にかけて付加された部分とされるものに相當する。いずれにせよ、こうした部分に現れる表現については、後代性に留意すべきである。

12 周知の如く『詩』・『書』の成立に關する研究は數多ある。『詩』については、松本雅明『詩經諸篇の成立に關する研究』（東洋文庫、東京、一九五八年一月）、白川靜『詩經研究—通論篇—』（油印本、京都、一九六〇年十月、朋友書店、京都、一九八一年十月）、家井眞『詩經』の原義的研究』（研文出版、東京、二〇〇四年三月）、夏傳才『二十世紀詩經學』（學苑出版社、北京、二〇〇五年七月）など、『書』については、陳夢家『尚書通論』（商務印書館、上海、一九五七年七月）、松本雅明『春秋戰國における尚書の展開—歴史意識の發展を中心に—』（風間書房、東京、一九六六年二月）、劉起鈞『尚書學史（訂補本）』（中華書局、北京、一九九六年八月）など参照。

13 いわゆる偽古文尚書諸篇については宋代以來その偽作が疑われ、清代に至り闕若璩『古文尚書疏證』八卷などによってそのことが確定的となったといつてよい。だが近年、李學勤『新整理清華簡六種概述』（『文物』二〇一二年十一月八、北京、二〇一二年十二月）などのように、出土資料をもとにその眞偽と年代遡上とが議論されている。出土文獻と偽古文尚書諸篇との内容が完全に一致しているわけではなく、この種の出土文獻の存在が直ちに偽古文尚書の古さを證明するものではないが、例えば加藤常賢『書經』（上）（明治書院、東京、一九八三年九月）「解説」二頁で宇野精一がいうように、偽古文は漢代以前の文獻に『書』の語として引用されている語句を拾い出して纏めたものであると考えれば、その内容に古い要素が紛れ込んでいても不思議ではない。

14 金文著録の略號は次の通りである。

- ・ 集成…中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（全十八冊、中華書局、上海、一九八四年八月—一九九四年十二月）
- ・ 大系…郭沫若『兩周金文辭大系圖録考釋』（一九三二年、再刊、科學出版社、北京、一九五七年十二月）
- ・ 曆朔…吳其昌『金文曆朔疏證』（商務印書館、上海、一九三六年十二月）

15 李學勤・李零『平山三器與中山國史的若干問題』（『考古學報』一九七九—二、北京、一九七九年四月）、于豪亮『中山三器銘文考釋』（同）、小南一郎『中山王陵三器銘とその時代背景』（林巳奈夫編『戰國時代出土文物の研究』、京都大學人文科學研

『左傳』における「後」について

究所、京都、一九八五年三月）など参照。

16 「後人」・「後嗣」に似た語句が『書』に見えるのに、「く」後」がなかなかないのは、前者が戦国時代の金文にも現れることから考えれば、当該部分前後における『書』の後代性を示唆するといえなくもない。ただ「後」の用法だけで成立年代を云々するのはいささか武断の嫌いがあるので、ここではその事實を指摘するにとどめておく。

17 邑制國家については、木村正雄『中國古代帝國の形成―特にその成立の基礎條件―（不昧堂書店、東京、一九六五年三月）』第二章「邑制國家の組織」、松丸道雄『殷周國家の構造』（『岩波講座世界歴史』四、岩波書店、東京、一九七〇年五月）五九、七九頁など参照。その数については、例えば『漢書』地理志に、「周爵五等、而土三等。公侯百里、伯七十里、子男五十里。不滿爲附庸、蓋千八百國。而太昊黃帝之後、唐虞侯伯猶存、帝王圖籍相踵而可知。周室既衰、禮樂征伐自諸侯出、轉相吞滅、數百年間、列國耗盡。至春秋時、尚有數十國、五伯迭興、總其盟會。陵夷至於戰國、天下分而爲七、合從連衡、經數十年。秦遂并兼四海。以爲周制微弱、終爲諸侯所喪、故不立尺土之封、分天下爲郡縣、盪滅前聖之苗裔、靡有孑遺者矣。」とあり、時代が下るほど國數の減少したことが認識されている。

18 縣制の發展については、顧炎武『日知錄』卷二十二「郡縣」以來、秦漢の縣の起源が春秋時代にあることが漠然と認識されていたが、増淵龍夫『中國古代の社會と國家』（弘文堂、東京、一九六〇年二月、新版、岩波書店、東京、一九九六年十月）「先秦時代の封建と郡縣」は春秋時代の縣と秦漢の縣とを異質なものとし、これが研究史上の畫期となった。増淵說に刺激される形で、西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造―二十等爵制の研究―』（東京大學出版會、東京、一九六一年三月）第五章第三節「郡縣制の形成と二十等爵制」、木村正雄前掲注一四書第四章「郡縣制の成立とその性格」、五井直弘『中國古代の城郭都市と地域支配』（名著刊行會、東京、二〇〇二年十月）第二部第二章「春秋時代の晉の大夫祁氏・羊舌氏の邑について―中國古代集落史試論―」、平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』（東京大學東洋文化研究所、東京、一九九八年十二月）第二章「春秋時代の縣」、江村治樹『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、東京、二〇〇〇年二月）第二部「戰國時代の出土文

字資料と都市の性格」など、研究成果が数多生み出されてきた。楊寛「春秋時代楚國縣制的性質問題」(『中國史研究』一九八一—四、北京、一九八一年十一月)はこの問題を論じつつ、同「戰國史」(臺灣商務印書館、臺北、一九九七年十月)第六章三注一〇で増淵・西嶋説を高く評價している。また木村正雄前掲注15書、江村治樹前掲書三九四頁や藤田勝久「中國古代國家と郡縣社會」(汲古書院、東京、二〇〇五年十二月)第二章「戰國秦の領域形成と交通路」などに見られるように、縣制の發展過程や領域支配進展の地域性・多様性に着目する研究もある。こうした中で、縣の存在を西周期に遡及させる議論もあつて、松井嘉徳『周代國制の研究』(汲古書院、東京、二〇〇二年二月)二七三頁は、西周金文に見える「還」を「縣」の端緒的形態と位置付ける。本稿では縣制の起源問題には立ち入らないが、いずれの研究も春秋時代における世族とその邑支配とを關連づけて縣制の發展を論じている。

19 大宗・小宗については、加藤常賢『支那古代家族制度研究』(岩波書店、東京、一九四〇年九月)上編第四章「大宗―宗族的家制」・第五章「小宗―宗族的血族制」など参照。

20 鈴木隆一「一生一及の相續法」(『東方學報』京都三三、京都、一九六三年四月)八八頁は、春秋時代初期にはまだ氏制が發生していないとする。これを承けて尾形勇「中國の姓氏」(井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座 第一〇卷 東アジアにおける社會と習俗』、學生社、東京、一九八四年十二月)二五頁、同「中國古代の『家』と國家」(岩波書店、東京、一九七九年十月)一〇七頁は、顧炎武『日知錄』卷六「卿不書族」を引いて、各國内の「封建」秩序・宗法制の確立と表裏して、春秋時代中期以降において氏が一般化したとする。

21 小倉芳彦「中國古代政治思想研究―『左傳』研究ノート―」(青木書店、東京、一九七〇年三月)一―一「『左傳』における覇と徳―『徳』概念の形成と展開―」(原載、中國古代史研究會編『中國古代史研究』、吉川弘文館、東京、一九六〇年十一月)七四―七九頁。

22 清水盛光『支那家族の構造』(岩波書店、東京、一九四二年六月)四二二―四二三頁は、「恭敬」が子の親に對する服從を支

『左傳』における「後」について

える要素の一つであることを述べる。二字熟語としてではあるが、家族思想との深い関係性が窺える。

23 『荀子』の禮については、板野長八「荀子の禮節―儒教成立の前提として―」（『歴史學研究』一二八、東京、一九四七年七月）、同『中國古代における人間觀の展開』（岩波書店、東京、一九七二年七月）第六章「荀子」など参照。またこれらの語の多くについては、宇野哲人前掲注二書第二章が簡潔に説明している。

A study of “*hou*” in the *Zuozhuan*

by KOTERA Atsushi

This article, taking into account the functions of texts in the Warring States period, analyzes “*hou*” 後, meaning “successor,” in the *Zuozhuan* 左傳 and other sources. All of the instances in which the existence of a *hou* is mentioned in the *Zuozhuan* are episodes about the *dafu* 大夫 class (aristocracy), and although a few of the instances referring to the absence of a *hou* are about monarchs, most of them are about *dafu*. Most of the *hou* connected by blood relationships appear in conversational passages and few of them in narrative sections. Because *hou* are often mentioned in argumentative and conversational passages, it would seem appropriate to infer that arguments about *hou* evolved later. In the *Shijing* 詩經, *Shangshu* 尚書, and some bronze inscriptions, *hou* refers exclusively to a successor related by blood, and he is expected to conduct ancestral rites. Most of the people referred to as *hou* in the *Zuozhuan* are monarchs who come from the stock of the Western Zhou dynasty and people of the *dafu* class who come from comparatively old clans (*shi* 氏). On the other hand, the reason for the presence or absence of a *hou* is not infrequently associated with ideological terms such as “virtue” (*de* 德) and so on, and the existence of a *hou* was not based solely on the principle of blood relationships. After the Spring and Autumn period, prefectures (*xian* 縣) were established to replace city-states (*you* 邑), and *dafu* and lower-ranking people were dispatched as administrators from the capital, eventually supporting the rule of the central authorities after the Warring States period. Their positions could not be guaranteed solely by their blood relationships. It could also be said that prefecture-like elements, which later expanded from the Spring and Autumn period to the Warring States period, were inserted into the *Zuozhuan*.